

目 次

**「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。**

出席議員	2
第 1 会議録署名議員の指名	4
第 2 一般質問	
安 田 知 己 議員	4
1 ひきこもり対策について	
2 若者の定住促進について	
3 障がい者用駐車場の利用について	
吉 田 裕 哉 議員	27
1 平成29年度施政方針について	
2 公共施設等総合管理計画について	
西 澤 文 久 議員	48
1 地域防災安全対策について	
鈴 木 晴 子 議員	56
1 通学路の安全確保に向けた更なる取り組みについて	
2 「地域包括ケアシステム」構築に向けての取り組みについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	鈴木晴子君	2番	西澤文久君
3番	後藤哲君	4番	小淵洋一郎君
5番	安田知己君	6番	木村範雄君
7番	土村秀俊君	8番	吉岡伸二郎君
9番	高久時男君	10番	鈴木忠美君
11番	吉田裕哉君	12番	永野渉君
13番	及川智善君	14番	遠藤紀子君
15番	渡辺幹雄君	16番	郷右近隆夫君
17番	羽川喜富君	18番	櫻井正人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	折笠浩幸君
政策課長	小幡純一君
財務課長	高橋三喜夫君
税務課長	高橋徳光君
収納対策室長	櫻井浩明君
町民課長	庄司幾子君
生活安全課長	村田政文君
保健福祉課長	菅井百合子君
子ども支援課長	櫻井やえ子君
都市整備課長	櫻井昭彦君
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤智君

平成29年3月定例会会議録（3月14日火曜日分）

上下水道課長	大友政一君
震災復興推進室長	阿部義弘君
会計管理者兼会計室長	阿部智子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	松尾隆治君
教育総務課長	菅野 勇 君
生涯学習課長兼 図書振興班長兼図書館長	庄子 敦 君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事務局 長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井 涉 君
主任 主 査	利 玲 子 君
主 事	八 向 歩 君

議 事 日 程 （第4日）

平成29年3月14日（火曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成29年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、15番渡辺幹雄君、16番郷右近隆夫君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） おはようございます。5番、日本共産党の安田知己です。

今回の定例会には3つの質問を通告しております。通告順に質問していきますので、よろしくをお願いします。

1、ひきこもり対策について。

町内の方より、成人している子供のひきこもりの相談がありました。ひきこもりとは、6カ月以上にわたり家族以外の人との接触を避け、学校や職場などの社会生活に参加せず、ほとんど自宅で過ごしている状態のことです。

内閣府の調査では、15歳から39歳のひきこもり状態にある人は全国でおよそ54万人とされています。ひきこもりが長くなるほど社会生活に戻るまでに長い時間がかかり、家族の不安も大きくなります。ひきこもりの長期化を防ぐためには適切な支援が必要であると考えますが、町の取り組みについてお聞きします。

（1）ひきこもり対策の必要性について、町ではどのように考えているのか。

（2）成人を対象とした現状調査を町で行うべきではないか。

（3）ひきこもりの相談窓口を設置してはどうか。

2、若者の定住促進について。

将来の人口減少に危機感を抱く自治体がふえる中、住宅関連の助成事業に力を入れる地域もふえており、日本各地でさまざまな施策が打ち出されています。

本町は、仙台市の通勤圏としてのメリットや大型商店施設、医療施設、大きな公園施設があるなど、恵まれた環境にあることから、移住を希望する方が多い状況にあります。

生産年齢人口の中心的役割を持つ若者の定住は、町内産業の発展を促し、地域経済の活力や町の魅力を向上させることとなります。

将来を見据えて、若者世帯や子育て世帯を対象とした定住促進をサポートする施策が必要であると考え、町の取り組みについてお聞きします。

（1）現在行われている若者の定住施策の取り組みはどうか。

（2）戸建て住宅への定住化対策として、若者への住宅補助制度の創設を考えてはどうか。

（3）利府町に住みたいと希望しても土地がないとの声が聞かれる。若者が住めるような住宅地の開発はどうか。

（4）町内に長期間放置されている空き家は数多く存在する。若者が空き家を改修して住めるようにリフォーム助成制度を考えてはどうか。

（5）若者の雇用は定住促進にもつながる。企業などへの雇用確保の働きかけはどうか。

3、障害者用駐車場の利用について。

公共施設、大型商業施設、病院、銀行などに設置された障害者等用駐車場（車いすマークのある駐車場）、これは身体障害のある方など、歩行が困難な方のために設けられたスペースであるが、健常者などが車をとめるため、本来必要とする障害者が利用できないとの声があります。

そこで、町の考えをお聞きします。

（1）目立つ看板の設置や身体障害者用駐車スペースを青色などで塗装し目立たせることで、一般車両用のスペースと区別が付きやすくなります。不適正利用の抑止的効果が図られると思うがどうか。

（2）身体障害者用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に町内共通のパーキングパーミット——障害者等用駐車場の利用証です。これを交付し、該当する駐車場を設置する事業所などの協力を得ながら、歩行困難な方に配慮した福祉社会づくりを推進してはどうか。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、ひきこもり対策について、2、若者の定住促進について、3、障害者用駐車場の利用について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 5番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のひきこもり対策についてのお尋ねでございますが、（1）のひきこもり対策の必要性についてであります。このひきこもりはさまざまな要因が絡み合い、原因を突きとめることは専門家でも困難だと言われております。しかも、ひきこもりが長期化すればするほど社会生活に戻るまでに長い時間を要することなどから、家族の不安や負担も大きくなっているものと思われま。

本町では、保健師が個別の相談に応じながら、当事者や御家族の方々の支援を行っているところでありますが、支援体制といたしまして、当事者の居場所づくりや家族同士の交流の場づくりなどは大変重要であると認識しているものの、町単独で取り組むことは大変難しいものと考えております。

今後もより専門的な相談ができる宮城県仙台保健福祉事務所あるいは家族会を開催している宮城県精神保健福祉センターとの連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

（2）の成人を対象とした現状調査についてのお尋ねであります。本町におけるひきこもりの現状把握は、今後の取り組みを推進する上でも大変必要なことだと考えております。しかしながら、これは実際に調査となりますと、ひきこもりの方の数の把握のほかに、ひきこもりの期間や原因、診断名など、詳細な聞き取り調査が必要となります。調査そのものを好ましく思われる方々が多いことなど、他の自治体での調査事例も少ない状況にあります。

このようなことから、現段階では国や県の統計的調査の結果から、傾向等を分析をしながら相談や支援業務に努めてまいりたいと考えております。

（3）のひきこもりの相談窓口の設置についてのお尋ねであります。利府町ではひきこもりだけにかかわらず、さまざまな相談を承っております。先ほどお答えしたとおりに、より専門的な相談や家族会などの情報提供を初め、当事者が将来についてあるいは就労について考えたいときに専門機関を紹介するなど、その時々状況に合わせた対応をしていることから、現在のところ窓口の設置については考えておりませんので、御理解をお願い申し上げます。

次に、第2点目の若者の定住促進についての御質問でございますが、（1）の町では現在行

っている若者の定住施策につきましてでございますが、利府町ではこれまで子ども医療費助成の拡充あるいは保育料の第3子無料化、さらには小中学生入学支援事業といった町単独の先進的な子育て支援施策や教育施策に積極的に取り組んでいるところでございます。こうした取り組みが功を奏しまして、子育て世代を中心に本町へ移住した方々がふえたとも考えております。

一方では、今後は、本町に居住する子供たちの大学進学や就職等に伴う転出の抑制も重要なことから、現在、利府町まち・ひと・しごと創造ステーションtsumikiを中心に取り組んでいる各ソフト事業を積極的に実施いたしまして、若者の町への愛着の醸成も図っているところでございます。

また、来年度は地域おこし協力隊の受け入れといった新たな取り組みも展開しながら、本町の地域特性に合った若者の定住促進を図ってまいりたいと考えております。

（2）の若者の戸建て住宅への定住化対策といたしまして、補助制度の創設についての御質問でございますが、現在、新中道地区あるいは利府駅東地区といった、比較的小規模な開発による戸建て住宅の販売が極めて順調で、その購入者の年代として、若年層が多く占めていると聞いております。

このようなことから、今後売り出す住宅についても、販売は順調に進むものと推測しておりますので、町といたしましては現時点での補助制度の創設は考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

（3）の若者が住めるような住宅地の開発についてであります。先ほど申し上げましたとおり、本町の住宅需要は大変高いことから、町といたしましては、組合施工により土地区画整理事業が進められている新中道地区や、地区計画制度を活用した土地利用を誘導している新太子堂地区など、本町の移住定住ニーズに対応した市街地の形成を重点的に進めているところでございます。

また、平成30年度に予定されております仙塩広域都市計画第7回線引き見直しにおいても、若者や子育て世帯も含めて、誰もが住みやすい持続可能なまちづくりを目指しまして、新たな市街地の形成を積極的に進めてまいります。

次に、（4）の若者の定住促進のためのリフォーム補助制度についてであります。本町の空き家状況につきましては、昨年の9月定例会の一般質問において安田議員に御答弁いたしておりますように、本町への住宅需要は高いことから、空き家が発生した場合においても、民間事業者により売買されているために、恒久的な空き家については極めて少ないものと推察しております。

このようなことから、現在の住宅事情を鑑みますと、リフォーム補助制度は本町になじまないものと考えられ、当面は若者や子育て世帯の定住を促進するための新たな市街地の形成を優先的に取り組んでまいりたいと思います。

（５）の企業などへの雇用確保の働きかけについてであります。毎年ハローワーク塩釜と管内の市町、高校などで構成している高卒者就職対策連絡会議におきまして、高卒者の就職対策についての協議や高校生のための合同企業説明会などが開催されております。本町におきましても、ハローワーク塩釜に支援をいただきながら、就職面談会in利府を毎年開催し、若者のみならず一般の求職者についても雇用の支援をしてきておるところであります。

なお、町内へ進出している企業に対しましては、できるだけ多くの方々を地元から採用、雇用していただくように要望してきておるところであります。今後も引き続き、ハローワーク塩釜と関係機関と連携しながら、企業に対して若者の雇用確保について働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、３点目の障害者駐車場の利用についてのお尋ねであります。まず（１）の看板の設置や駐車スペースの塗装による不適正利用の抑制についてということでございますが、国土交通省におきまして、障害者等駐車場の適正利用について広く周知を図っているところでございます。

その中でも、注意喚起等の対策といたしまして、ただいま安田議員御質問のとおり、駐車スペースの塗装や看板の設置、警告文書の配布等など、不適正利用の抑止に効果的であるとされております。

また、昨年４月から施行されました障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。これにおきましても、事業者への努力義務といたしまして、過重な負担とならない範囲で、障害者を持つ方への合理的な配慮の提供を求めているところでございます。

一方で、障害者駐車場を利用する方々に関しましては、外見だけでは判断することができない場合や、障害のある方を迎えにくるケース、同乗者の障害者である場合など、一概に不適正利用と言えない場面も数多く想定されていることから、その利用は個人のモラルに委ねられているところであります。このようなことから、今後も町内の事業者や住民の方々への周知を行いながら、合理的かつ適切な対応の提供について働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、（２）のパーキングパーミットの交付についてであります。この制度につきましては、障害者等用の駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定いたしまして、条件に該当する希望者に対して、地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付するものでございます。

利用証によって駐車車両を識別し、適切な駐車を抑制することを目的といたしているところ
あります。

導入に当たりましては、利用対象者の範囲を十分に検討するとともに、町内事業者の協力の
ほか、広域的な取り組みが必要となってくるなど、さまざまな課題があることから、当面は全
県的な取り組みとなるように、宮城県に対して導入の働きかけをしまいたいと考えており
ますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では、ひきこもり対策について再質問していきます。

ひきこもり対策の必要性について質問したところ、大変重要であると認識はしているよう
ですが、町単独で取り組むのは難しいと、そういう答弁でありました。

では、ちょっとお聞きしますけれども、宮城県内の各市町村で、この成人のひきこもりに
対して取り組んでいるところというのはあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

県内で成人のひきこもり対策に取り組んでいるところがあるのかという御質問でございま
すが、単独でというよりは、保健事務所等と連携し取り組んでいるところが主でございま
すが、個別に市町村で相談を設けているところはございます。それ以外の多くの市町につ
きましては、利府町と同様に、担当している保健福祉課なりそれぞれの部署で相談事業
に対応しているという状況になっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） このひきこもりの問題ですが、やはり、自分でひきこもりだ
と言う方はいないと思いますし、家族も自分の子供がたとえひきこもりでも、その
ひきこもりだということを隠してしまうので、なかなか表に出てこない難しい問題
だとは私も感じております。

県のひきこもりや心の問題などを相談する窓口としまして、先ほども答弁あり
ました、宮城県の精神保健福祉センター内にあります宮城県ひきこもり支援センター
というのがあります。例えば、利府の町民からこのひきこもり支援センターのほう
に相談があった場合、その連絡などは町のほうには入ってきているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

県の機関に相談があった場合に、町のほうに対して連絡があるのかという御質問でございますが、身近な場所で相談ができていく場合とか、直接県の相談窓口で相談していらっしゃる方というのも当然いらっしゃるだろうというふうには考えております。

そういった場合につきましては、あくまでも個人情報という観点がございますので、御本人が町に対して情報提供してもいいという許可が得られた場合、そういった場合については、町のほうに連絡がある場合もありますが、多くは県のほうで相談されたものというのが市町村に情報が提供されるということはないものというふうには考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 宮城県ひきこもり地域支援センター、こういったところとの連携なんですけど、宮城県ひきこもり支援センターに直接行った人の情報が利府町にも入ってくるようにすることが重要だと思います。

私のところに来たひきこもりの相談者も、何年か前に宮城県のひきこもり支援センターのほうに行ったそうなんですけれども、やはり解決しないので行くのをやめたと。そういうふうに言うておりました。町もそのような情報というのはつかみ切れなと思うんです。ですので、やはりこういった宮城県ひきこもり地域支援センターとの連携を考えていってほしいんですけれども、その考えをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

県との連携につきましても、我々といたしましては大変重要なことと考えているところでございますが、やはり、ひきこもりの問題に関しましては、当事者、ご家族にとっても大変デリケートな問題で、なかなか表面化しにくい問題というのもございます。そういったところで、やはり、御本人の許可がなければ市町村に情報が提供されないという条件は変わらないというふうに考えておりますので、その中でできる限りの連携を図っていただけるような形を考えていきたいというふうには考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） プライバシーの問題というのがありますので、本当にデリケートな問題なので、その辺は注意しながら、これから進展させていってほしいと思います。

続きまして、現状調査、利府町で必要じゃないかということちょっと質問いたします。

本町のひきこもりの人数、大体何人ぐらいいると町のほうでは推測しているのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

平成27年に国のほうでひきこもりに関する統計調査をしております。全国で15歳から39歳の年齢を対象にした調査の中では、統計的に54万人程度いるのではないかという数字が出されているところがございます。

町として実態の把握はしていないところがございますけれども、そういった国の統計の状況から見ますと、利府町におきましても、該当年齢では十数名はいるのではないかなというふうに考えているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 内閣府ですね、仕事や学校に行かずに6カ月以上にわたって家族以外の人とはほとんど交流しないでひきこもりの人、これは全国に54万人いるという調査結果、これを公表しております。10年前にもこういった調査をしたんですけれども、そのときは69万人だったので15万人ぐらいは減ったということにはなるんですけれども、依然として50万人を超える数字になります。

全国で54万人いるということは、日本の人口は約1億人としますと、利府の人口3万6,000人ですから、単純に計算すると194人ということになるんですけれども、内閣府の調査対象が15歳から39歳なので、ある程度194という数から少なくなって70から100ぐらいになるのかなと、計算ではそういうふうになるんですけれども、やはり、ひきこもりの正確な人数というのは把握できないと思うんですよね。これからもやはり十分これはふえてくるという可能性もありますので、やはり、その辺ちょっと考えていってもらいたいなと思うんですよ。

そして、ひきこもりの長期化や高齢化が進むと、やはり、ひきこもりから抜け出しにくくなりますし、また、親が亡くなった後は経済的に困窮するおそれもあります。そして、ひきこもりが長期化して、ひきこもりの本人が40代から50代になってくると、親も高齢になってきますし、介護が必要になってきたりしますし、やはり経済的にも大変になってくると思うんですよね。そうすると、親子で共倒れと、そういったリスクも抱えていると思うんです、このひきこもりというものは。

私のところに来た相談者という方も40代で親の年金で生活していました。御両親も自分が亡くなったら年金が入ってこなくなるので、子供はどうなるんだろうと、大変これは心配しているんですよね。成人のひきこもりの子供を抱えている親というのは、みんな同じような悩みを抱えていると思いますので、例えば町内会とか民生委員の方に協力をお願いしながら、長期的

な調査というものがなくなってくるのではないかなと私は考えております。そして、特に内閣府の調査というのは15歳から39歳という、もう幅の狭いような調査対象にしているんですよ。ですから、調査をやはり40代以上を対象とした調査というのが必要になってくるのではないかなと思いますけれども、ちょっと町の見解をお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町での調査の必要があるのではないかと御質問でございますが、国で平成27年度に行われた調査の内容を見ましても、15歳から39歳ということで、若年層を対象といたしました調査となっております。議員御指摘のとおり、40歳以上の方を対象としたひきこもりがどれくらいいるのかということについては、国のほうでも把握をされていないような状況となっております。ところでございます。

そういった中で、大人の方のひきこもりにつきましては、議員のほうから御指摘があったとおり、地域の中で孤立化していき、行く行くは生活困窮になっていくということも考えられますので、地域社会にとりましては、やはり深刻な状況をもたらす課題ではないかなというふうに考えているところでございます。

ただ一方では、ひきこもりの問題につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、当事者やその御家族にとりましては、大変にデリケートな問題であるために表面化しにくいということもございます。国で定めております支援者ガイドラインでも、当事者あるいは御家族が望むときに支援をするというのが大前提になっているようでございます。そういった点を考えますと、積極的に現状を把握する、そういった調査につきましては、慎重に考えていくべき課題ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） このひきこもりというのは、やはり、本人はひきこもっているわけですから表には出てこないんですよ。そして、家族というのも簡単に打ち明けてはくれないので、長期的な調査というのが必要になってくるんじゃないかと私は思っております。

そして、調査なんですけれども、民生委員の協力とか、あと町内会との連携などがありますが、例えば、きょう傍聴に来られております婦人会の方というのもしろいろな情報を持っていると思うんですよ。ですから、やはり、そういった方に情報をもらったり協力してもらってもいいと思いますし、これは早急に調査をしてほしいと私も思いますし、やはり、早く取り組めばそれだけ困っている人を早く救えることになりますので、町として、やはりこれも積極的

に考えていってもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

ひきこもりの相談窓口の設置についてです。

厚生労働省はひきこもり対策推進事業を創設して、各都道府県や指定都市にひきこもりに特化した相談窓口でもありますひきこもり地域支援センターを整備するように呼びかけております。

ひきこもり地域支援センターとは一体どういった施設なのか。そして、宮城県内にひきこもりに関する相談窓口、どのくらいあるのかお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

まず1点目の宮城県のひきこもり地域支援センターについてでございますが、こちらの施設につきましては、宮城県内にお住まいの概ね18歳以上の御本人とその御家族の相談をする場所、そういった相談機関となっております。

業務の内容といたしましては、個別の相談あるいは家族のためのひきこもりの方の家族会の開催、あるいはひきこもり支援のネットワークの推進であったり、ひきこもりの支援関係者の研修会、そういったものを開催する機関となっているところでございます。

また、宮城県内にひきこもりの相談窓口がどのくらいあるのかという御質問でございますが、こちらの宮城県ひきこもり地域支援センターのほか、圏域に設置されております各保健福祉事務所でひきこもりの相談をやっているほか、厚生労働省で設置しております若者サポートステーションあるいはNPO等で設置しておりますフリースクールや居場所など、そういった機関でもひきこもりに関する相談受付等をやっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ひきこもり地域支援センターの内容はわかりました。あと、ひきこもりの相談窓口が何件あるかという質問をしたんですけれども、ひきこもりで悩まないでというようなチラシとかリーフレットを結構置いてあるんですけれども、これを見ると、まずひきこもり地域支援センターが1つありまして、あと窓口として12カ所ぐらい、このひきこもりのリーフレットとかにはあるんですよ、ひきこもりの窓口が。やはり、それだけ宮城県内に何カ所かあるということは、この問題重要と捉えて対応しているんだなと感じるんですよ。ひきこもり地域支援センター、場所を調べたら大崎市にあるんですね。仙台市ではなくて大崎市に。非常に遠いところであって、車のない方だと、たとえ行くことができて、そこに頻繁に通うとい

うことは大変だと思うんですね。ですから、やはり、こういった相談窓口が町に必要ではないかなと私は感じているんです。

ひきこもりの相談では、専門家の配置や相談窓口の設置など、施設型、来訪型の支援というのが主流になってきております。これらの窓口の多くは、当事者の自発的な相談行動を支援の前提としております。来るのを待つ対策では、やはり、本来、支援が必要な若者にアプローチができていないということで、支援者みずから手を差し伸べていく訪問支援、これはアウトリーチと言うんでしょうけれども、アウトリーチが求められていると思います。県の相談窓口は、このアウトリーチ型訪問支援を行っているのか、まず1つお聞きします。

もう一つお聞きすることは、例えば、利府町でひきこもりの相談があった場合、どのような支援、どのようなことで悩みを聞いたりしているのか、支援の内容を詳しく教えてください。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

県でアウトリーチ、訪問支援をやっている方の御質問でございますが、現在のところ、訪問支援については実施をしていなくて、実施機関のほうに相談者の方に来ていただいて相談をしているという状況になっているところでございます。

町でひきこもりがあった場合の対応についてでございますが、町の支援の状況といたしましては、相談があった場合には、まず保健師が相談に応じているところでございます。その上で、御本人の状態、そういったものに応じまして、県で実施しております心の相談であったり、ひきこもり相談、そういったものにつなぐ。あるいは専門の医療機関、あるいは先ほどお話をさせていただきました居場所だったりフリースクールといった支援機関もございますので、御本人、それぞれの個々の状態に応じて必要な機関を御紹介をさせていただいているという状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ひきこもりの相談があった場合、県はアウトリーチ訪問支援をやっていないということで、町のほうでもひきこもりの相談があったらいろいろなところと協力しながら取り組んでいるというのは理解いたしました。

内閣府で子ども・若者育成支援推進法に基づいて、平成22年度からニート・ひきこもり・不登校などの子供たちを支援する、そういった人材を養成するために、アウトリーチ訪問支援の研修というのを実施しているんですね。内閣府でこれを実施しているんですが、例えば、町の職員にこういった研修を受けてもらって、アウトリーチ訪問支援のノウハウを身につけてもら

ってもいいのではないかなと思うんですが、お考えをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

アウトリーチ支援の研修を受講してはどうかという御質問でございます。

近年、アウトリーチの訪問については、やはり国のほうでも注目をしてひきこもり支援の1つの方策であるというふうに位置づけされているようでございます。

ただ、実施に当たりましては、やはり慎重にそのケースであったり、ひきこもりの家庭の検討に加えまして、支援者側の機能であったり準備が十分必要とされているところでございます。

今、町の保健福祉課のほうでは、ひきこもりだけではなくさまざまな相談に応じておまして、訪問支援という形をとらせていただいているケースもございます。ただ、やはり、訪問に当たっては、当事者あるいは御家族の理解がないとなかなか御家庭に入って訪問支援させていただくというのは難しいというふうに感じているところでございます。

そのためにも、アウトリーチを実施するために必要となる研修は大変有効であるというふうには考えているところではございますが、平成22年からでしょうか。国のほうで実施している研修のようではございますので、その内容あるいは研修を受講するに当たっての要件、さまざまなものがあるかと思しますので、そういった内容について調査をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ひきこもりの当事者やその家族の苦しみを本当に受けとめるなら、町の職員にもこういった、実際に訪問の支援も行っているということであれば、やはりこういったアウトリーチ型訪問支援のスキルを身につけてもらって、できるだけ早く支援してもらいたいと思います。

あと、町のほうでもひきこもりに対しての相談を受けているということであれば、そういったことが全く町民のほうにはわかられていないといいますか、余り大きくうたっていないので、町がこういうことをやっているんだなということをつかめない人がいらっしやると思うんですよ。ですから、大崎のほうにあるような地域支援センターのほうに行ったりすると思うので、やはり、町もそういったひきこもりに対しては相談を受け付けていますよという、そういうPRも考えてほしいんですよ。

もう一つお願いしたいのは、やはり、ひきこもりの方というのは家から一歩も出ないので、

社会復帰させるためには、やはり家からちょっと出てもらわなければいけないと思うんですけども、例えば家から出て安心できる居場所づくりというのがこれから必要になってくると思うんですけども、私、中学校区ごとにこれを設置してはと、今聞こうと思ったんですけども、課長の顔を見るとちょっと無理だなという気がしたので、例えば福祉センター内に1カ所で構わないので、こういったひきこもりの方が安心していただけるような居場所をつくってもいいんじゃないかなと思うんですが、それについてちょっとお願いします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 町内に居場所を設置してはどうかとの御質問でございますが、確かに議員の御質問でございますように、ひきこもっている方がどこか安心して出られる場所があれば、社会復帰であったり就労の一步につながる有効な手段であるだろうというふうには考えております。

ただ、やはり、ひきこもりに関しましては、メンタル的な支援が大変重要なキーになってくるというふうにも言われております。そういった意味でも、町のほうの専門職は保健師だけになっておりますので、精神のお医者さんであったり、精神保健福祉士あるいは心理士など、より専門的な方が複合してかかわる、そういった支援が大変重要であるというふうに考えておりますので、そういったものについて、先ほど御質問ありました子ども・若者育成支援推進法の中においても、県においても、今後取り組むというような方針が示されているようでございますので、広域的な取り組みなんかも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、居場所をつくってほしいと言ったのは、やはり居場所で何をするかということを私は考えてもらいたいんですけども、やはり、ひきこもりの方というのは働く場の提供とか仕事につながる支援というのが必要なので、そういった拠点として居場所をつくってほしいと言ったんですよ。そこで、ひきこもりの力で地域活性化に乗り出して、全国的に有名になった秋田県藤里町の社会福祉協議会が行った取り組みについてお話ししたいと思います。

この秋田県藤里町、白神山地のふもとに広がる人口が3,800人の町です。簡単に言うと、能代市の隣なんですよね。利府町は仙台市のベッドタウンですけども、利府町と同じように能代市のベッドタウンとしての意味合いもあったということなんですけれども、若者の多くは町から出て行って、65歳以上の高齢者が人口の4割を超えています。

その藤里町がひきこもりの問題に気づいたのは2006年。きっかけは高齢者の介護予防に当たっていた介護福祉士にお年寄りから「家にひきこもっている若者がたくさんいるから調べてほしい」という、そういう相談から始まったそうです。

社会福祉協議会がひきこもりの調査を始めたところ、予想以上に多くの人が家にひきこもっているということがわかり、その数は100人以上、3,800人の小さな町に住む現役世代のおよそ10人に1人がひきこもっているという驚くべき事態であったそうです。

調査というのは、これは自治会や民生委員、PTAなどのネットワークを活用して幅広く情報を集めて、一人一人のリストをつくったそうです。最初の取り組みとしては、卓球大会とかカラオケ大会とかを企画したらしいんですが、参加者はゼロと。あとは訪問してもなかなか会ってもらえずに、悩みを聞き出すこともできなくて活動が行き詰まっていたということだったんですけれども、社会福祉協議会の採用試験に21歳のひきこもりの若者が突然あらわれたことで、ひきこもりの人は働く場を求めているのではないかなということ、ちょっと考え方を改めて、ホームヘルパー2級の研修が受けられるとか資格を取るといような取り組みに変えていったそうなんです。ひきこもりの多くは、働く場がないために家にひきこもらざるを得なかった人たち、チャンスがあればよみがえると、藤里町の社会福祉協議会の事務局長がインタビューで言っておりました。

4月から介護は新総合事業のほうに移りますよね。疲弊化しつつある地域コミュニティーを再生させて、高齢者がお互いに支え合う仕組みが中心になっております。これは、やはり介護を地域で応援する仕組みでもあると思うんですが、ほとんどのひきこもりの方というのは、本当は働きたいと、できることなら働きたいと思っているんですよ。ですから、やはりその方々に福祉の資格を取得してもらったり地域で働いてもらってはどうか。長期的な取り組みというのは必要になってくると思いますが、そういう取り組みがひきこもり問題と介護の担い手不足の問題、そういうのを同時に解決してくれると感じますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 御質問にお答えいたします。

若者の働く場の提供を町で考えてはどうかという御質問かと思えます。確かに、ひきこもりの方の多くは就労の可能な年齢というふう考えられますので、そういった方々をサポートする仕組みというのは当然必要だろうというふう考えております。

現実に、利府町のほうにおきましても、長い間、御家庭にいらっしゃった方が、やはり就労したいという御希望があつて、そういった専門の相談機関につないだという事例がございます。

今現在は39歳までという制限はあるんですけども、国のほうにおきましても就労を支援するという立場から、若者サポートステーションということでさまざまな就労に関する相談あるいは研修、イベントを開催しまして、就労に向けてのステップを養うためのサポートステーションも設置されております。

ただ、年齢につきましては39歳以下ということでございますので、40歳以上の方につきましては自立支援センターのほうで就労にかけてのジョブサポートなども行っているところがございますので、そういった相談があった場合については、積極的にそういったところを御紹介できるような、そういったものにつないでいきたいと思っております。

介護予防につきましては、当然、介護の担い手不足というのもございます、町のほうにおきましても、平成29年度において介護の人財育成の事業というのを検討しております。そういったところにも、もし該当する方がいらっしゃれば積極的にお声がけをして参加いただけるような、そういった機会を設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ひきこもりというのは状態であって、決して病気とか障害ではないと思うんですよ。そのような方々を支援して、力を合わせていけば、利府町の確かな力になると思っております。

ひきこもり対策に特化した相談窓口、アウト型訪問支援、福祉センター内に居場所をつくる、さらにはひきこもり対策に取り組んでくれる町民や団体との、そういったところとの連携を求めて次の質問に移りたいと思っております。

若者の定住促進についてです。

定住促進の取り組みについてどうだという質問に対して、利府町は子育て支援とか教育とか、そういったものを充実させているので、若者の定住促進につながっているんだという答弁だったと思うんですけども、利府町の子育て支援というのは、やはり共産党議員団としていろいろ提案してきたことが実行されてきているので評価しております。そして、子育て世帯もだんだんふえてきているので十分実績も上がってきているんだなと感じております。

そこで、ちょっとお聞きしますが、塩竈市とか多賀城市などでも子供の医療費の拡大など、いろいろな子育て支援を充実させて、利府町に追い着け追い越せと、今そういうような施策を打ち出してきております。今後、例えばどんな施策を考えているのか教えていただきたいんですけども、これは政治的な、政策的なものなので、ぜひ町長のお考えをお聞きしたいんです

が、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

我々の子育て支援の政策については、決して近隣と競争するつもりはありません。ただ、町民のニーズの高い順に政策を進めているということを御理解お願いしたいと思います。

そして、この次はどういう対策をとるのか、まず御理解いただきたいのは去年の10月からですね。本当に清水の舞台から飛び降りるつもりで18歳まで医療費助成を図りました。これは本当に、御承知のとおり、県でもなかなか手を出せない大変金のかかる事業であります。これを皆さん方の要望が余りにも強いために実現したわけであります。

じゃ今すぐ何をやるかについて、去年の10月からやったばかりですので、引き続きこういうふうによそにない事業をしますよということについてはまだ具体的にありませんが、皆さん子育て世帯が、教育する世帯が、これからどのくらいのニーズ、どういうニーズを必要とするか、これを皆さんと一緒に検討して、町民の皆さんとの一番最大公約数のニーズを検討して、次の施策に生かしていきたいと思います。

そういった意味で、多賀城、塩竈に追い越されたから次というわけにはいきません。あらかじめ18歳で終わりです。それ以上については、私は医療費助成を図るということはもう全町民に医療費助成をしなければならないということになりかねない。誰が負担するかということも大変難しい問題があるので、医療費助成は18歳で終わりです。

じゃ次の政策については、先ほど申し上げましたように、どういうふうなものを町民が望んでいるかについてかかっているというふうに思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。次に期待します。

次の質問なんですけれども、住宅補助制度の創設についてお聞きします。

平成26年6月に、定例会で、土村議員が民間賃貸住宅に居住する若者、単身者あるいは40歳以上の夫婦に対して月1万円から2万円の家賃補助をしてはどうかと、そういった質問をしております。

答弁では、家賃の補助による移住促進施策よりも戸建て住宅への定住促進策が有効であると、そういうような答弁があったんですね。ということは、利府町では戸建て住宅を促進するための施策、何か考えているのでしょうか。お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

戸建て住宅促進のための施策というふうなことでございますが、助成というような補助制度ではなくて、借家ですと恒久的に住むわけではないのかなというふうなところで、先ほど町長が申しあげましたように、本町は立地条件等比較的恵まれているというふうなところでございますので、戸建てのほうに住んでいただければ定住になるのかなというふうなことと思いますので、まずは町内に住めるような住宅環境の整備が必要というふうなところで開発計画などによりまして進めてまいりたいなというふうなことを考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、答弁で、借家より一戸建てを、住めるような土地を開発すると。そっちのほうで考えているというので、次に助成事業やったらどうだといっても、多分難しい答弁になってくるのでここで終わらせますけれども、利府町へお住まいを検討している方へというふうなホームページを見ますと、いろいろ子育てとか充実しているところがすごく載っているんですね。やはりこれを見ると、ああ利府町に住んでみたいなと、ほとんどの人は感じると思うんです。

そこで、次の住める土地がないという話なんですけれども、利府町の住宅展示場に行っても、やはり「利府町には手の届くような土地がない」と言われるそうです。その住宅展示場、わかるとは思います。そして、今、答弁にもありましたけれども、新中道、そういうところを売り出すんですが、土地と住宅を合わせると非常に高額になるために、やはり若者には手が届きにくいと、そういう声も聞いております。今後、若者が購入できるような土地開発というのが必要になってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 5番 安田議員の再質問にお答えします。

議員御質問のとおり、新中道地区、確かに立地条件から若干高目の設定になっているようでございます。ただ、そのほかの地域では若い方にも手が届きやすい民間業者による開発が進められております。これまでの状況を見ますと、購入している方につきましては概ね30代の子育て世代の方が多く購入している状況となっております。

なお、町長答弁にもありましたように、ことし行われます第7回の線引き見直し、いわゆる市街化編入地域の宮城県への要望につきましても、宅地造成ができる用途地域の要望も行いまして、若い世代の定住につなげて、人口増加に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、第7回の線引きの見直しで、若者が購入できるような土地もふえてくるので、そこにぜひ若者に住んでほしいということだったと思いますけれども、土地を開発するというのは、やはり業者ですね。民間の開発業者だと思います。民間のディベロッパー、開発業者などとの話し合いというのは行っているのでしょうか。

また、具体的な開発の予定とか、もしあるのであれば、そういった細かいところも聞かせてもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

開発の予定につきましては、民間業者を通じて、その都度、問い合わせや相談が町のほうに参ります。町のほうでは、都市計画法や町の開発指導要綱に基づきまして指導を行っております。町としても積極的に携わっております。

現在進行中の開発案件でございますが、具体的に申し上げますと、神谷沢地区、それから森郷の柱田地区、あと野中地区などで造成工事が行われている状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今聞いてみると、神谷沢とか森郷とか、いろいろ細かいところで開発が進んできているんだなと思います。

次に、リフォーム助成制度について質問を変えます。

団地では、中古住宅や空き家はすぐに売れてしまって、優良物件、そういうのはほとんどない状態だと思います。すごく売り買いが盛んだと、そういった話は聞いております。

ただ、その一方で浜田地区とか須賀地区には空き家というものは存在していると思うんです。そして、これからもふえてくる可能性というのは多いと思います。そのような空き家をリフォームして若者が住めるようにすれば、定住促進には大きな力になると思います。空き家を活用して若者の定住促進と、あとUターン、Iターンといったような、そういった若者が来てもらえるようにすることが必要だと思うんですが、御意見をお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

議員御質問の浜田地区、須賀地区に補助制度を活用してUターン、Iターンの定住促進ということでございますが、議員御承知のとおり、浜田・須賀地区につきましては、市街化調整区

域であります。このことから、住宅の新築、増築、改修につきましては、都市計画法、それから建築基準法によりまして制限があります。具体的に建てられる住宅というのは農林漁業用の住宅、それから分家住宅などに限定されておりまして、誰でも、いつでも、住宅を建てられるというふうな状況にはなっておりません。

このことから、町といたしましては、この建築制限を解消するために、ちょっと予算委員会のほうでもお話ししましたが、地区計画制度によりまして土地利用の推進を行うこととしておりまして、それが認められることによりまして、誰でも土地を購入して家を建てられるというふうな状況になりますので、そういった方法で定住促進を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 空き家に対してのリフォームよりも地区計画の制度を進めていくということだったですね。

ちょっとリフォーム助成制度なんですけれども、平成28年6月に、定例会で鈴木晴子議員が3世代同居の支援のためにリフォーム助成制度をしてはどうかという質問をしているんです。そのときの答弁では、国の制度の実情、活用の実態あるいは先進事例を参考にしながら慎重に検討していきたいという答弁でありました。慎重に検討したんでしょうか。また、慎重に検討した結果どうだったのか、お聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

確かにそのような答弁をしまして、慎重な検討をしております。慎重な検討をした結果、県内の状況を確認しますと、それを実施している自治体はまだ少ない状況であります。しかも、主に人口の減少地域で行われている事業というふうに、町のほうでは調べております。

そういったことから、町としましても、現時点ではちょっと利府町の状況はまだそういうふうな状況ではございませんので、その事業につきましては時期尚早の事業かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。

リフォームに対しては理解したんですけれども、やはりどうしても新築というのは高いんです。ですから、中古の空き家を購入して利府町に住みたいと希望する方とか、空き家の活用、

そういったことについてどういうふうを考えるのかなど、ちょっと考えてもらいたいです。

空き家の情報というのは、不動産業者、あとは宅建協会とか、そういったところが持っていると思います。既に、宅建協会との連携を図って、空き家を若い世代に提供する取り組みが各自治体で行われているようです。今後、やはり浜田地区とか須賀地区、地区計画制度を進めていくということだったんですけれども、これを進めていくのであれば、中古の空き家ですね。そういったところも直して住みたいという若者、子育て世代も出てくると思うんです。ですから、やはり宅建協会との連携、そういったものも研究していつてはどうかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

浜田・須賀地区のことにつきましては、先ほど申し上げたように、今の状況では建築制限がございますので、若い方たちが定住しようとしてもできない状況であるということを御理解願いたいと思います。

また、宅建協会との連携ということでございますが、特に連携しているわけではないんですけれども、現時点でも宅建協会から利府町の情報が出ていますようでございます。いろいろな空き家物件とかもあるようですので、そういったことで連携しなくてもそういうふうな状況であるということは御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。それぞれの地区が抱えるさまざまな問題を解決していくのが地区計画制度だと思いますので、やはり速やかに進めていくように要望しておきます。

次に、若者の雇用促進についてお聞きします。

あるデータでは、若者の移住定住施策で最も効果があるとされているのは子育て支援というようなデータがありました。そして、次に希望する仕事の募集があったと、そういった理由が多くて、若者の居住やIターン、Uターン者のためには仕事も重要であるということが掲げられておりました。

利府町では、子育て支援には力を入れていますが、雇用の確保ということではどうなんでしょうか。例えば、今開発を行っております白石沢地区、新中道地区、新太子堂地区などは開発が進んでおります。商工業の企業が数多く入ってくると思いますが、町として利府町民の雇用確保のために働きかけを行っているのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） 5番 安田議員の御質問にお答えいたします。

企業に対する働きかけということでございますが、町長も答弁しておりますが、これまでも町内へ進出する企業に対しては地元からできるだけ多くの方を雇用していただけるよう要望してきております。

また、今回に関しましても、開発を予定している企業、または出店者に対して既に要望をしてきているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） いろいろ働きかけは行っているという答弁でありましたけれども、企業からはどんな返答が返ってきているのでしょうか。まずそこをお聞きします。

それから、これから町の施策としてですが、若者の採用や人材の育成に積極的に取り組んでくれる地元企業を積極的に応援していくことが重要だと思うんですけども、その辺についてもお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） 企業からどういうふうな返答が来ているかということでございますけれども、企業のほうからは、やはり地元への貢献をしたいというお話がございまして、積極的にこれからも雇用していきたいというような御回答をいただいております。

また、地元企業の支援ということでございますけれども、本町には地元企業で構成されている産業振興協議会という団体がございます。その団体の会員の協力のもとに、本町独自で行っている就職面談会等を開催しているということもございまして、今後は協議会のほうを積極的に支援していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 利府町では、やはり賃貸ではなくて一戸建て住宅を建てて住んでもらいたいと考えているようですが、一戸建て住宅を建てるにはほとんどの人がローンで住宅を建てています。長いローンを支払っていくためには、やはり安定した仕事についているということが絶対条件だと思います。ですので、契約社員や非正規社員ではなくて正社員として勤められるのが大原則だと思っております。その安定した雇用を地元で確保するためにも、町のほうでも頑張ってもらいたいと思います。

大きい3番の障害者の駐車場の利用についてお聞きします。

答弁書によりますと、一概に不適正利用とは言えない場面も想定されるという答弁があった

んですけれども、私もそう思うんですけれども、障害者のスペースだとわかっていてわざととめるというよりも、気づかないで、知らないでちょっととめてしまうと、そういう人もいると思うんですよ。ですので、やはり対策として塗装したらどうかという話をしたんですけれども、やはり、塗装しても、今年は雪が少なかったんですけれども、雪が降ったりすると障害者マークというのが見えなくなりますし、やはり一番いいのは看板とかを立てて、ここは障害者のところなんだよとお知らせするのが一番有効な手だてだと思うんですが、そういった看板の設置というのは必要だと思います。特に、町が管理しているところで看板があるところというのはあると思うんですけれども、各公園とかにはそういったものがないので、障害者駐車場だとわかるような看板の設置が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） 安田議員の再質問にお答えいたします。

まず、積雪時などによくわかるように看板を設置してはいかがかというような内容でございますけれども、場所によりまして障害になってしまうという箇所もございます。そこで、どのようにお示ししたらいいか、その設置方法について、今後検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ちょっと写真を見ていただきたいんですけれども、これは沢乙北公園なんです。野球場の隣です。ちょっと見えないと思うんですけれども、車いすのマークがあるんですけれども、完全に消えちゃっているんです。ヨークベニマルとかイオンとか、固有名詞を出すと、そういったところというのは、障害者マーク、しっかり目立つようにしていると思うんですけれども、町が管理しているところでは、やはりこういったマークが薄くなったり、例えば役場の玄関とかも今車いすマークが薄くなってきているんですよ。やはり、役場が管理するところは、しっかりと見回りをして整備していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） 安田議員の再質問にお答え申し上げます。

生涯学習課が所管いたします身障者用の駐車場につきましては、生涯学習センターに2台、公民館、図書館に2台、スポーツ施設であります総合体育館に6台、温水プール、それから沢乙北公園に各2台というふうなことで、合わせて14台分を確保しておりますが、駐車ラインが

経年劣化し見えにくい部分が出始めているというふうなこともありまして、職員が直営で平成27年度におきましては生涯学習センター、平成28年度におきましては公民館、図書館において、不鮮明になりましたラインの修正等を図ってきております。

なお、議員御指摘の沢乙北公園野球場の障害者用の駐車場につきましては、やはり経年劣化により不鮮明になっておりますので、可能な限り早期に改善、対応できるように努力したいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） わかりました。お願いします。

次に、パーキングパーミットの話をしてします。

パーキングパーミット、これは身体障害者用駐車場を利用する際、利用許可証を発行する制度であります。導入の背景には、やはり健常者による不適正な車の駐車が目立つため、地方自治体が身体障害者や高齢者、難病患者、妊婦、けが人などに利用許可証を発行して、正規の利用者か判別できるようにしたのがこの取り組みだと思っております。2006年7月に佐賀県が初めて導入しておりますし、現在30府県2市で導入しております。東北では岩手県、山形県、福島県が行っていると聞いております。

駐車時に、この利用許可証をルームミラーに引っかけておいて利用するシステムですが、こういった取り組みを行えば、不適切な駐車が少なくなると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答え申し上げます。

パーキングパーミットの導入についてでございますが、この制度につきましては、議員のほうから御説明がありましたとおり、身体障害者駐車場の利用につきまして、健常者による不適切な駐車が目立つことから、障害をお持ちの方などに許可証を交付いたしまして、利用できる方を明確にすることによって不適正な利用を抑制するというものでございます。

本制度につきましては、市町村が個別に導入するよりも、広域的に導入するほうがより効果的な事業ではないかというふうに考えているところでございます。

全国自治体の取り組みにつきましては、ただいま御紹介がありましたように、都道府県単位で今実施をしているのが多い状況になっているところでございます。このことから、震災前の平成22年に、一度県においてパーキングパーミットの導入について検討したというのが記録として残されていたところでございます。

さきの平成28年9月の県議会におきましても同様の質問がされておきまして、宮城県におきましてもパーキングパーミットの導入について市町村と協議をしたいという答弁がされているようでございますので、県のほうとの連携を図りながら導入について検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今答弁あったみたいに、震災前に宮城県でこういったことの考えが出てきたんですけども、震災でちょっと見えなくなってしまうところがあると思います。そして、このパーキングパーミット、利府町単独でやってもちょっと難しい面がありますので、ぜひ2市3町、広いところで検討してもらえれば、すごくよりよい施策になるのではないかなと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、5番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 吉田裕哉君の一般質問の発言を許します。吉田裕哉君。

〔11番 吉田裕哉君 登壇〕

○11番（吉田裕哉君） それでは、元ひきこもり、間もなく親族が町内に新たに家を建てる私、障害者用駐車場を車いすの家族のためによく利用する、11番 吉田裕哉です。通告どおり2点について質問いたします。

1、平成29年度施政方針について。

新年度の施政方針について、町全体にかかわる新たな取り組みと昨年から動きが見えない取り組みについて、以下、次の点を伺います。

（1）地方創生に関し、総合戦略の核プロジェクトと位置づける（仮称）まちづくり大学の開催が計画されています。各種講座などが一過性に終わらないよう持続的な取り組みとなる必要があるが、その具体的内容はどうか。また、総合戦略の中では、そのほかにも町民アイデア募集、結婚促進、子供の遊び場創出、町民PR大使、SNS情報発信などの事業が掲げ

られていたが、具体的な展開はどこまで進んでいるか、状況を伺います。

（2）総合交通対策に関し、地域公共交通網形成計画の策定が計画されております。さまざまな関係団体と連携強化を図り、まちづくりの観点からも望ましい公共交通のあり方を示すことが重要であると考えます。計画策定の目指すべき目標と、その全体的なスケジュールはどう考えているのか、お尋ねします。

（3）町制施行50周年記念事業としてさまざまな事業が計画されております。その場限りのイベントや町民がお客様として加わるだけのものが多いように見えますが、町民参画となるような取り組みやその後のまちづくりにつながる取り組みはあるのか、詳細を伺います。

また、プレミアム商品券事業について、公平性に欠ける点や大型店での消費などといった課題にはどう対応するのか。

（4）震災復興推進室の班統合や文化複合推進室の設置など、組織体制の見直しが図られております。しかし、他の課においても業務が減ることはなくふえる一方であり、疲弊している現状に見えます。地方創生など、各課横断的な新たな業務が必要とされる現状、より柔軟に組織機構の見直しを検討していくべきと考えるがどうか。

（5）ふるさと寄附金制度の拡充を予定しているが、加熱する自治体間競争により国でも見直しが検討されている状況にあります。大分流行に乗りおくれた感は否めませんが、流出額が大きい本町において、どのような仕組みを築いていくのか。

（6）浜田地区の道の駅、海の駅構想に関し、実現可能性の検討が掲げられているが、1年前の施政方針でも同じことを述べております。復興の気運も去り、同様の施設が近隣自治体に開設していく今現在、もはや時機を逸したのではないかと考えます。この1年間の検討状況と今後の具体的な取り組みはどうか、お尋ねします。

大きい2点目、公共施設等総合管理計画について。

ことし1月に発表された利府町公共施設等総合管理計画（案）では、公共施設等（建物及びインフラ施設）をこのまま将来も保有し続けた場合、現状の財政負担では年間当たり約16.3億円の財源不足が生じ、対象施設の約59%の施設については改修・更新が不可能な状況にあるという衝撃的な数字が報告されました。そこで、以下、次の点を伺います。

（1）計画策定に当たっては、公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設などの数量に関する目標を記載することが望ましいとされておりますが、本計画（案）では記載されていない。今後、実施計画施設累計（用途ごと）の個別実施計画を策定する際は、可能な限り数値目標を定めるべきと考えるがどうか。

（2）計画策定に当たっては、将来の町の行政サービスやまちづくりのあり方にかかわるものであるため、議会や住民への十分な情報提供などを行いつつ策定することが望ましいとされております。

今後、本計画における事業実施の際は、限られた委員会やパブリックコメントにとどまらず、町民との合意形成の場を積極的に設けていくべきと考えるがどうか。

（3）計画案では、公共施設等マネジメント体制の構築として、今後、全庁的に取り組むための体制整備を掲げております。ただし、本来であれば、計画策定段階から全庁的な体制を構築し、公共施設などの情報を管理、集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましいとされていたものです。総合的かつ計画的に管理されるよう、新たな部署を創設し、一元的に取り組むべきと考えるがどうか。

以上、2点についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、平成29年度施政方針について、2、公共施設等総合管理計画について、いずれも町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 11番 吉田裕哉議員の御質問にお答えを申し上げます。

議場内であらかじめお断り申し上げますが、質問事項が余りにも長過ぎるので、答弁もかなり長くなりますから、御了承をお願いしたいと思います。

第1点目の平成29年度施政方針についてのお尋ねであります。

（1）の地方創生事業の具体的内容と展開についてであります、（仮称）まちづくり大学については、世代を問わず、協働のまちづくりを牽引する地域のリーダーとなる新たな人材を発掘いたしまして、育成しながら、まちづくりへの思いを持って集まった人材をつなぎ、そして、活動を育んでいく事業にしたいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、まず町民の皆様のコミュニティー活動への参加状況あるいは協働のまちづくりに関する意識調査を行いまして、協働のまちづくりに関する課題あるいは興味・関心を絞り込んで、そのテーマに沿った講演会やワークショップなどを開催してまいります。

その中で、町民の皆様がみずからできることを考え、アイデアを出し合いながら、その思いを各種団体や連携協定を締結している宮城大学との協力によって具現化していく仕組みを構築して、協働に関する意識の醸成や人材の発掘・育成など、協働の土台づくりにしっかりと取り組んで、まちづくり活動団体等の拡充につながる好循環を長期的視点に立ちながら創出してい

きたいと考えております。

次に、総合戦略の核プロジェクトに掲げたその他事業の推進状況についてであります。まず、町民アイデア募集につきましては、その一環として、ことしの1月に利府高校との連携事業として、利府町まち・ひと・しごと創造ステーションtsumikiの活用方法について、利府高校生にアイデアを提案してもらう講座を実施したほか、SNS情報発信についてもtsumikiにおいて、Facebook、Twitterなどを試行的に取り入れ、積極的に情報発信しているところであります。

また、結婚促進につきましても、りふレ横丁を活用したチャレンジショップにおいて、民間主催の婚活パーティが開かれるなど、新たな動きも出始めている状況でございます。

さらに、町民PR大使につきましては、例えば名刺の肩書きに「利府町PR大使」のロゴを入れた名刺、テンプレートをホームページに掲載いたしまして、自由にダウンロードして使用していただくことで、広く利府町のPRを行ってもらうことや、町の公認キャラクターの観光大使の任命によって、広くPR活動していくことで町制施行50周年記念事業や観光事業との連携も検討いたしております。また、子供の遊び場創出につきましても、町内に進出を予定している大規模商業施設内に親子が一緒に楽しめる場が創出されるように、町として働きかけを行っているところであります。

このように、現在は試行的、部分的にはございますが、今後も従来の事業と合わせまして、tsumikiを活用したさまざまな事業を50周年記念事業、観光事業等と連携しながら新たな取り組みを展開しながら、地方創生の加速化を図ってまいります。

（2）の地方公共交通網の形成計画についてのお尋ねであります。

本町の交通網は、鉄道や民間路線バス、町民バスを中心とした公共交通初め福祉送迎バス、スクールバス、ショッピングセンターなどの無料送迎バスが重複して運行されております。多様な交通体系が構築されているところであります。

しかしながら、運転手不足による民間路線バスが減便となっている状況が続いております。さらに、一部路線におきましては廃止の意向が出されるなど、路線の再編が急務になってきております。また、鉄道におきましても、増便や運行時間の延長などの要望が高く、公共交通に対するニーズや課題は多種多様化しております。

このようなことから、関係機関との連携はもとより都市計画とも連動して、総合的かつ効率的で持続可能な公共交通網を構築するために、地域公共交通網の形成計画を策定いたしまして、町民の皆様や本町を訪れる方々の移動手段を確保することで、町のにぎわいや本町全体の価値向上につなげてまいりたいと考えております。

なお全体的なスケジュールに関しましては、地域公共交通網形成計画を平成29年度内に策定いたしまして、計画期間内のおおむね5年の期間内において、計画に盛り込まれた再編事業等に基づきまして実施してまいりたいと考えております。

（3）の町制施行50周年記念事業についてのお尋ねであります。10月1日開催の記念式典やNHK公開番組事業、子育てイベント事業など、多くの事業実施に向け検討を進めているところであります。

まず、NHKラジオ番組の公開収録でございますが、過日内定をいただいております。現在、会場の設営などについて調整を進めております。収録時には町民を代表した方々に参加していただきまして、地元紹介や歌声を競うプログラムで予定されております。

また、子育て関連イベントといたしましては、お子さんに大人気のキャラクターのステージショーを開催するよう調整を進めており、子供と保護者が一緒に楽しむことで子育ての一助となること、さらには子供の笑顔あふれる町として町内外向けのPRにもつながるものと考えております。

さらに利府梨やイタリアントマト等の地場産品を使用した料理コンテストを実施いたしまして、受賞したレシピには給食での展開あるいは商品開発、さらにはレシピを広く周知することなどを検討しております。

このようなさまざまな事業展開を通じまして、町民参加によるまちづくりにつながっていくためのきっかけづくりにしてまいりたいと考えているところであります。

また、プレミアム商品券の発行事業についての尋ねであります。ただいま吉田議員御指摘のとおり、前回は購入制限を設けたことによって、商品券を購入するために町民の皆様が長蛇の列をつくることとなり、多くの方々が購入できないなど大混乱を招いてしまいました。前回の教訓を踏まえまして、今回の2割増し商品券発行につきましては、全ての世帯が購入できるように、町内全世帯に対して購入引換券を送付する予定といたしております。公平性は確保できるものと考えております。

また、大型店舗での消費に偏らずに小規模店舗用の商品券の割合を多くするなど、さまざまな店舗で利用できるように、町民の皆様がより利用しやすい手法を考えてまいります。

（4）の組織の見直しについてであります。平成27年4月に行政組織の大幅な見直しを行いまして、さらに平成28年4月にも震災復興推進室の復興調整班を廃止するなど、事業の進捗に合わせて取り組みを行ってまいりました。

議員御質問のとおり、近年、東日本大震災に伴う復旧・復興事業、国の地方創生事業や各種

交付金事業、多様化する行政ニーズへの対応などによりまして、職員の業務量が増大している傾向にあることは十分認識しているところであります。

このような状況の中、業務量が一時的に増加する場合は、職員数をふやすことや、各課横断的な連携を図るなど、組織だけでなく人員配置面においても対応しているところであります。

また、限られた人的資源を有効に活用するため、定員適正化計画や人材育成基本計画に基づきまして、職員一人一人の創意工夫を凝らした業務改善を進め、職員自身の能力開発や資質の向上にも努めているところであります。

今後も組織の見直しにつきましては、国の施策や社会状況を見据えながら、さらに住民の皆様様の行政ニーズに対して迅速かつ的確に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、（6）のふるさと寄附金制度についてであります。これまでの一般質問でも御答弁申し上げておりますが、本町におきましては、返礼品競争に乗ることなく、ふるさと納税の趣旨を逸脱しない節度ある範囲内でこの制度を導入できないか検討を重ねてまいったところであります。

この基本的な方針は何ら変更するものではございませんが、議員御指摘のとおり、他自治体への寄附金が増加している本町の現状を打開する必要があることや、自主財源の確保、町の魅力発信の観点から、本年4月からは一定額以上の寄附者に対して地域資源や観光資源を活用した本制度の拡充を行うものであります。拡充後はこれまで以上に地域経済の活性化や中小企業の育成につながるものと考えており、実施に当たりましては、ふるさと納税サイトを活用しながら、全国的なPRを図ってまいります。

なお、寄附金の運用につきましては、先般、議決をいただきました利府町ふるさと応援寄附基金への積み立てを行いまして、今後、計画的な各種事業への活用をしてまいりたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

（6）の道の駅、海の駅構想についてでございますが、議員御質問のとおり、近隣市町におきましては、商工会を初め民間企業による類似の施設が開設されました。にぎわいが保てることを象徴しているところであります。

これまでの一般質問でも御答弁申し上げておりますが、国道45号線に面したポテンシャルを生かして、地場製品の販売、マリンスポーツなど体験型の交流を図る施設として計画しているもので、これまで事業手法や補助制度、さらには民間資本の導入の可能性、農水産物等の供給方法等課題の整理を行っているところでありますが、その解決に時間を要しております。

先般、漁港管理条例を改正いたしまして、漁港内の船舶等の停泊等の調整を行いまして、漁港背後地の湾内の利用区分を明確にしておりますが、その漁港用地を活用する方策を考えられないか、検討を進めているところであります。

具体的には、文化複合施設の整備に関して採用した民間企業のノウハウを生かしたアイデアあるいは事業を実施することについての可能性を探るサウンディング型市場調査等の実施、あるいは試行的に仮設テント等で週末に産直販売を実施できないかなど、課題となっております問題等を整理しながら、具体化に向けて調査検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

現在、須賀・浜田地区においては、復興事業を最優先として、一日でも早い復興を成し遂げたいと考えておりますが、今後もさまざまな可能性を探りながら、道の駅・海の駅の構想の実現に向け、検討を続けていきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の公共施設等総合管理計画についてのお尋ねであります。

まず、(1)の施設や床面積等の数値目標についてのお尋ねですが、国が示す指針、計画期間における公共施設等の数及び床面積等に関する目標やトータルコストの平準化に関する目標等につきましては、できる限り数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることが適当であるとされております。実際、合併した自治体や類似の施設を抱える自治体では、総床面積何%削減といった具体的な数値目標を掲げているところもございます。

一方、本町が保有する公共施設におきましては、町全域や学区単位あるいは地域ごとに見ましても類似する施設が限られていることに加え、第1期の計画期間が設定した今後10年間におきましては人口が減少に転じる見込みがないことなどから、今回は数値目標の設定を見送ったものであります。

しかしながら、将来的な維持、更新、コストの縮減も図らなければ、公共施設サービスの提供、財政とのバランスが崩れることとなりますので、今後策定を予定しております個別計画におきまして、本町の実情に適した数値目標の設定に努めるとともに、本計画の改訂に合わせた見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、町民の合意形成についてであります。個別計画の策定に際しましては、施設ごとに具体的な改修及び更新計画とともに、その施設の縮減や拡大の推進方法を盛り込む予定であり、町民の皆様との合意形成なくしては最適な取り組みは不可能であると認識しております。

今後も、町の公共施設等の状況や財政状況などの情報発信に努めまして、町民の皆様が関心

を持ち続け、同じ認識で議論をできる場の創出に努めてまいりたいと考えております。

（3）の新たな部署の創設についてでございますが、平成27年4月の行政組織の大幅な見直しにおきまして、今後の公共施設の総合的な管理や町の財政経営部門の重要性を見通して、旧財務課財政班の1班体制から、現行の管財契約班と財政経営班に分離し、経営マネジメント部門を独立強化したところであります。

今回の公共施設等総合管理計画の策定に当たりましては、関係各課による町内の連絡会議を設けまして、横断的な連携を図りながら進めているところであり、今後も横断的な連携と民間への業務委託も図りながら計画策定を進めているところでございますので、現時点ではさらなる新たな部署の創設は考えておらないので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、順次再質問いたします。

大分懇切丁寧な御答弁をいただきました。質疑の数も二、三減らしてお尋ねしていきたいなと思っております。

それでは、まず1のまちづくり大学の内容と今後の展開についてでございますが、最初にもお尋ねしているとおり、持続可能性、継続性のある事業にしていかなければならないのではと考えております。講座、講演を受講してもらって終わりではなく、その先ですね。このまちづくり大学の受講の成果を生かして、その次、何かしら地域の活動であったり、町の情報発信をする立場といったものに努めていただくと。そういった先を見据えて取り組んでいただきたいと考えております。

tsumikiのほうでも、ライター塾、そして受講後にはフリーペーパーの取材や執筆をしてもらおうと。企業、事業を新しく興してもらうための相談とかチャレンジショップなどに取り組んでおります。

このまちづくり大学のほうでも、新たな団体の創出というところが目標として掲げられておりますので、今の段階でどこまで計画に落とし込んでいるのか。例えば、受講者、卒業生の組織化なども検討しておくべきではと考えますが、その辺いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

吉田議員おっしゃるように、一過性で終わらないような形で考えておりまして、講座の中で最終的には協働のモデルとなっただきまして、牽引してくれるような新たな団体の創出を

目指していきたいなと考えておるところであります。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ぜひ、〇〇サポーターというように受講してもらって終わりと、あとは皆さんそれぞれ好きにどうぞというようなものではなくて、その後に活躍していただける場をぜひ想定していただきたいなと考えます。

また、このまちづくり大学、課題や興味・関心のあるテーマに沿った講演会やワークショップを開催していくという御答弁でした。実際、本来であれば、今年度、平成28年度中に取りかかりたかった事業であると思われませんが、新年度、平成29年度の事業スケジュールとしてはどのように今考えておられますか。受講期間、半年間に何回やりたいとか、講義回数などなどはどのように検討されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

平成29年度の事業スケジュールでございますが、現在、地方創生推進の交付金の申請を行っているところございまして、その検討を受けてからの事業開始というふうなことになりますが、先ほど町長が申しましたように、宮城大学と連携してやっていくというふうなことを考えておりますので、まず宮城大学との業務委託のほうの提携をいたしまして、その次に住民の方々へ協働に対する意識なりコミュニティー活動への参加状況等伺いまして、その後、それに基づきまして講演会あるいはワークショップ等開催していきたいなと思っております。ワークショップにつきましては、10月から順次、今年度は開催していきたいなというふうなことを考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） わかりました。大分ハードスケジュールとなると思いますが、核プロジェクトと位置づけておりますので、頑張ってくださいと思います。

また、その他の事業として、町民アイデア募集などなどにつきましても、ある程度動き始めているということが理解できました。

これに関してこちらもそれぞれあるんですけども、特にSNS発信というのは、tsumikiで今取り組んでおりますけれども、町が主体で取り組むSNS情報発信という方向性のほうはまだ考えておられないのでしょうか。その辺、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

SNS関係につきましては、tsumikiなり個人の方々がやっているものなのかなと思っております。町といたしましては、町民の方への情報発信方法といたしましては、広報紙あるいは町のホームページ等でもって、現在のところ情報発信をしているところでございまして、また、SNS関係につきましては、今のところまだそういった発信につきましては検討しておらない状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） あともう1点、子供の遊び場創出事業に関しては、いつの間にか結構民間商業施設内というような動きで取り組んでおられるということでした。これに関しては、民間さんが取り組むのを支援するというだけなのか、町もある程度財源、財政負担といったものも想定しての事業なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 子供の遊び場創出というふうなことでございますが、現在、商業施設のほうと協議している段階というところで、そういった費用面とかにつきましてはまだ協議しておりませんので、今後の協議事項かなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） わかりました。どれもいずれもある程度動き始めているということが理解できましたので、それでは、次、（2）に移りたいと思います。

地域公共交通網形成計画に関してです。

持続可能な公共交通網を構築するということで、あとスケジュールとしてもおおむね5年の期間内に再編事業を実施していくということでございました。

きのう、小淵議員の一般質問の中でも、この計画策定のための協議会に送迎バスを運行する大型商業施設の事業者にも入っていただくべきではという提案がありました。予算審査の中では新たにJRとタクシー協会の代表にも参加していただくという話でしたが、新たに町の公共交通体系を再構築するわけですから、やはり、民間の商業施設や病院の送迎バスと、さまざまな事業者とうまく連携、役割分担、すみ分けを図っていかなければならないと思います。

そこで、こういった民間事業者との連携、意見を聞くだけではなく意見交換すると、協力をお願いすると、そういった連携を強く、今まで以上に強く図っていくべきだと考えますけれども、今後どこまでその辺は想定されているでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

町内のいろいろな公共交通なり走っているわけですが、町内ではスクールバスあるいはショッピングバス等、同じ路線を重複して運行している状況であります。ただし、それぞれ目的があって運行しているというふうなこともございますので、どれだけこういった形で連携できるのか、これからそれぞれの運行機関のほうと協議していきながら、可能であれば、その後、公共交通会議のほうで検討していきたいなというふうなことを考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ぜひ連携を強くしていただきたいと思います。

あともう1点、この公共交通網形成計画策定から計画に基づいた実施、実際の改善や見直しに至る前に、もう既に現在において公共交通に関してはさまざまな課題が示されております。

きのうの一般質問で小淵議員からもありました、電車とバスの接続の件、また昨年12月議会における総務財務常任委員会からの報告、提言に代表されますように、公共交通への不満が大きく、今後、高齢化で需要も高いまま続くということは十分認識され尽くしているという感があります。

計画策定を急げというのではなくて、この計画によって根本的な見直し、再編に時間をかけて取り組むことも大事ですが、今、目の前にある課題ですね。乗り継ぎや接続、路線などといった早急に取り組むべき課題といえる項目にはどう対応していくのかお尋ねします。

地域公共交通網における理想として、大型団地や東部地区で地域団体、任意団体が立ち上がっていただいて、デマンドとか福祉有償運送になっていただくと、そういった理想を目指して計画のほうは今後取り組んでいただきたいと思います。ただ、もう既にミヤコーバスの相次ぐ減便と。夏から値上げも予定されておりますし、葉山赤沼線の維持が危ぶまれているという状況にあると。町民バスの3路線化が浮かんだり消えたりとあります。本町の大きな弱点となってしまう公共交通ですから、計画策定以外にも進められること、早急に当たるべきという課題には可能な限り取り組んでいくという姿勢が必要だと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、本町におきましても、公共交通につきましても大変重要な課題なのかなと認識しております。しかしながら、課題も多々あるというふうなことでございまして、これまでもその都度、対応してきている状況でございましたが、今回、公共交通網計画を策定いたしまして、本町の持続可能な交通体系を構築していくというふうなことを考えてお

ります。

そのようなことで、それまでの間どうするのかというふうなことでございますが、これまでもJRの時刻改正があった場合、それに対応するような形で町民バスのほうも時間の変更あるいはミヤコーバスのほうも対応していただいておりますので、そういった形で当面は対応していきたいなということを考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 次に移る前に、地域公共交通と、あとこの（1）のほう、地方創生に関する取り組みのほう、今政策課で主体となって取り組んでいただいております。

まちづくりも公共交通も、今何でもかんでも町でやって、それで職員が仕事ふえて疲弊していると、後のほうでも述べておりますが、そういった現状に見えますので、民間事業者、民間団体、地域にお願いして取り組んでいただくという外部手段の活用ですね。ぜひまちづくりにおいても地域公共交通においても、検討していただきたいなと考えております。

婚活支援を婦人団体の皆様に、もぜひ私にも、お願いをしていただくと、議長にもお願いしていただくと。そういった地域の皆様の御協力をいただくと、町職員だけではなく地域の皆様にも協力していただくというような取り組みをぜひ進めていっていただきたいなと考えております。

それでは次、（3）の町制施行50周年記念事業としてお尋ねいたします。

先ほど御答弁でもいただきました記念式典事業やNHK公開番組事業、その他アンパンマンショーやはつらつ健康利府プラン策定PR、地場産品レシピコンテスト、マスコットキャラクター、藤田の夫婦桜の前での記念写真撮影、そして割増商品券発行など、さまざまな事業が予定されております。

答弁で町民参画によるまちづくりにつながっていくためのきっかけづくりとしたいという御回答でした。求めたいのは、地域や町民と協力して働くという「協働」という言葉です。今も述べたとおり、全て一から十まで役場が、職員が、お膳立てして町民がお客様として参加するだけというのではなくて、今後ぜひ参画型、町民が式典や番組、イベント、講演を催す側に入ってください町民参画を目指していただきたいなと思います。

限られた時間の中で、しかもなるべく費用をかけずに取り組んだというような事業だと思いますので、今回は今後に期待するというので、その後のまちづくりにつながるような取り組みというところをお尋ねします。

各種記念事業の中で、地場産品レシピコンテストやマスコットキャラクター着ぐるみ作成と

いった事業に関しては、今年度で終わることはなく、その後も何かしら活用を図っていくべきと、十分その後も活用できるのではないかとと思いますが、その後の展開についてはどのように考えておられるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） 11番 吉田議員の御質問にお答えいたします。

地場産品レシピコンテスト事業の次年度以降の取り組み、またはマスコットキャラクターの事業の次年度以降ということでございますけれども、今回、レシピコンテストによって最優秀賞をとられたところには商品化を現在目指しております。

各店舗で、協力してもらえた店舗を見つけまして、そこで商品化をして販売するとか、また、優秀な作品のレシピに関しましては、町内に全戸配布でレシピを配布して、皆さんに浸透させていくというようなことも考えておりますので、そのレシピ関係につきましては、次年度以降もこれが一過性にならないようにしていきたいというふうに考えておりまして、観光協会とか企業の皆様と協力して商品化を続けていきたいと考えております。

また、マスコットキャラクターに関しましては、観光協会のリーフちゃんを今回、着ぐるみを作成するということとなります。これまでは着ぐるみがない状態でリーフちゃんを宣伝効果として使ってきたんですけれども、やはりいろいろなところに私もイベントで参加していきますと、着ぐるみと一緒にPRをしたほうが効果は絶大だということがございますので、今回、作成することによって次年度以降、さらに利府町の観光PRが進められるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 観光PRや町内の店舗に協力をいただくなど想定されておられるようですので、今後も前向きに取り組んでいただきたいと思います。

50周年記念事業の中で、もう1点、割増商品券のほうでお尋ねいたします。

今回は公平性確保のため、全世帯に引換券を送付すると。さらに小規模店舗用の商品券の割合を多くするということでしたので、もう少しきょうは傍聴に多くの方がお越しいただいておりますので、商品券販売・引き換えの手法と時期、あとはそのセット内容などを、現段階ではどのように考えておられるかお答えいただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

プレミアム商品券の件についてでございますけれども、町長の答弁にもございましたけれども、今回は1世帯に1セット、必ず購入できるような方式をとりたいと思っております。具体的には、商品券の購入の引換券を各世帯に発送いたしまして、それを持っていただくとそれと引き換えで買えると。2割増しですので、今考えているのは1万円のセットで、ワンセットを各世帯が購入できるようにするという形で、500円券が24枚で1セットになります。

大型店舗と小型店舗に分けるというやり方を現在考えておりまして、前回も小型店舗用を2,000円分用意して、大型店舗と小型店舗、小型店舗のほうに流れるようにというふうな工夫をいたしましたけれども、結果的に前回の場合、大型店舗が約6割、小型店舗が4割という結果でございましたので、今回はその分の小型店舗に行く分を少しふやしていこうというふうな考えでおります。今現在考えているのは、大型というか、共通店舗用が8,000円分、小型店舗専用分が4,000円分というふうに、前回の倍を想定して考えております。

ただ、これから商工会のほうといろいろと調整しなければならない部分がありますので、また変更があるかもしれないということは御了承願いたいと思います。

あと、販売時期とか使用期間につきましては、現在、商工会のほうと詰めている状況ですので、発送する時期もございますし、チラシの作成時間、それらも考えますと、ちょっと今のところ、いつの時期ということはなかなか明言は難しいんですけれども、5月下旬から7月のころかなというふうには感じております。

あと、使用する期間につきましては、前は4カ月くらいでちょっと短いということもございましたので、今回は5カ月か6カ月くらい、簡単に言うところとことしいっぱいは使えるようにというふうな感じでは今現在考えているところです。よろしいですか。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） しっかり考え、前回、前々回の反省・検証を生かして取り組むということでお答えをいただきました。50周年記念の大盤振る舞いといいますか、そういうものと理解していきたいと思えます。

次の（4）に移りまして、組織機構の見直しについてお尋ねいたします。

迅速かつ的確に対応していくということでございます。

あと、この組織機構について、職員の数というところでお尋ねしたいのですが、これまで町で定員適正化計画という計画で職員を大分減らしてきたと。新規採用を少なくしてきたという経緯があります。本町の職員の条例定数は275名、それに対して、現在は243名ですか。30名以

上絞っていると。

議会議員の数と一緒に、果たして条例定数が正しいのかわかりませんが、類似団体、人口規模や産業構造が似ているほかの町村と比較しても、職員数が少ない現状にあると。今後の定員適正化計画では、これまでの新規採用職員の抑制をやめふやしていくと、増員を図っていくと。最近多いので、そうなのかなとも思いますが、増員を図っていくべきではないかと考えますが、今後の長期的・中期的な方針についてどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 吉田議員の質問にお答えします。

職員の定数の関係でございますけれども、議員御質問ありましたように、現在、第3次定員適正化計画ということで、平成28年度から平成32年度までの5年間ということにしております。

これは、第1期、第2期と計画があったんですが、これまでは職員数は最小限の維持ということで、これは国からの行政改革推進のための集中改革プランということが強力に示されまして、それに基づきまして組織の見直しであったり民間委託、この辺のものを推進しまして、最小限の職員数にとどめてきたというところでございます。

町長答弁ありましたように、震災復興後、業務量が激増しているという状況にありまして、第3次のこの計画策定に当たりましては、議員の質問のとおり、類似団体等との比較を行いまして、今度は増員するという事に切りかえたというところでございます。

具体的には、今後5年間の職員の増員の目標数値は11名の増ということにしております。基準年度は平成27年度の243名、これに対して11名の増で254名とするというものでございます。

原則として、今までは退職者の補充を基本に考えていたんですが、そういった業務等々を勘案しましてプラスの増員をしていくというところでございます。

具体的には、平成29年度におきましては、平成28年度末の行政職の退職者が4人、平成29年度につきましては、採用を9人ということにプラス5と考えてございます。ただ、2名の方はもう既に前倒しで採用しておりますが、そういったことでプラスの増員をしているというところでございます。

こういったことで、これまでの職員間の人数だけの調整で配置をしていたんですが、今後はそういった業務のふえるところにはプラスの増員も可能なものということで、こういった考えで今後5年間進めていきたいということでの計画としております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ありがとうございますってはいけないんですね。前向きに取り組んでいるという事で何よりでございます。

また、職員の負担軽減、さまざまございますが、あと有給休暇取得率なども大分低かったはずですので、その辺、是正目指して今後も取り組んでいただきたいと申し添えます。

それでは次に、（5）ふるさと寄附金制度について、いわゆるふるさと納税についてお尋ねします。

まず、本町におけるふるさと納税の納税金額、新年度予算では200万円を見込んでおりますが、今年度、平成28年度はまだ終わっておりませんので、平成27年度、昨年度はどれくらいだったのでしょうか。そしてまた、逆に流出額、他の自治体に納税されてしまって、本町に本来入るはずだったのに控除、差し引かれてしまった金額はどれくらいだったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

平成27年度の実績でございますけれども、まずは入ってきたふるさと寄附金の分でございますが、個人から10件で340万円ほどになります、

それから、こちらから出ていった分ですね。件数でいきますと249件、金額でいきますと2,200万円ほどです。そのうち、控除額、直接本町に影響のある金額でございますが、980万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 差し引きなんですけれども、大分やられてしまった感があります。この控除額としましても、実際はそのうち地方交付税で補填されると、4分の3が補填されるということなので、とんとんかなというところで理解ができます。

また、ただこの制度が高額納税者であればあるほどお得だという、ちょっと欠陥のある制度ですのでやむを得ないのですが、私たち町、地方自治体としては参加せざるを得ませんし、まずこれから取り戻すという意味で頑張っていただきたいと思いますので、お尋ねします。

今後、ふるさと納税をいただいたら、基金として一旦プールして何かしらに投資するというその具体的なイメージが先週の議案審議ではちょっとつかめませんでしたので、ある程度目的を絞ってアピールして賛同を募るということはすばらしいと思っておりますので、現段階でもう少し具体例をもって説明していただければと思います。例えば、子育て支援に充当しますと

か、梨栽培の振興に活用しますとか、どの辺まで想定されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

本町の利府町を応援していただける方々からいただきました寄附金につきましては、寄附者の希望に沿いまして、それぞれの事業に活用できるように、一旦はふるさと応援基金のほうに積み立てを行いまして、各事業の特定財源として充当していくというような内容になってございます。

なお、その活用方法につきましては、申込みの際に実施要綱で定めます8項目、1つは「未来を担う子供たちのため」、それから「高齢者の生きがいづくりのため」、それから「安全に暮らせるまちづくりのため」「スポーツ振興のため」「文化振興のため」「観光振興のため」、それから「農林水産業振興のため」「災害復旧復興のため」という8項目の事業がございまして、そちらを選んでいただいて寄附をしていただくというような内容になってございますので、十分に御期待に沿えるように活用していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 8項目で賛同を募るということで答弁をいただきました。ぜひ頑張りたいと思います。もう少し絞ってもいいのではないかなと思うんですけれども、制度も間もなく見直し、高額な返礼品ということで制度も少し見直しされる予定ですし、本来なら今年度、平成28年度中に制度設計を固めて、平成29年度は企業版のほうに入りたいというような状況だと思いますので、その辺、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

次に（6）の道の駅、海の駅構想について、お尋ねいたします。

課題の整理と実現するための検討を続けているというような御答弁でした。

先日も新聞で消えたと報じられてしまいまして、私自身も数年前は可能性あるなと考えてお尋ねしておりましたが、もうちょっと厳しいのではないかなと考えております。まして地区住民においては、全然動きが、話もありませんので、ちょっとその辺がどうなのかなということで、改めて今年度の取り組みというところで、担当は産業振興課であると思いますが、その所管課、課を越えた枠組みで話し合う機会というのは今年度あったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

町内の調整会議のほうは4回ほど開催しております。その中で、道の駅、海の駅構想について検討しております。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） あと、この構想について何かしら役場の外、有識者だ何だ、地域の観光団体だ、漁業関係者だという外部の声を聞く機会というのは今まであったんでしょうか。今年度あったんでしょうか。設けたのかをお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

外部というか、農産物関係の打ち合わせを何回かやっております、農産物の供給体制ですか、1年を通じてどのくらい供給できるのかというのをJA仙台のほうと何回かお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 最初の答弁で、サウンディング型の市場調査を行うということと、試験販売を検討しているということでしたので、ある程度、新年度、動きが見えるのかなと思います。

我々議会も地区住民もなかなか動きが見えないということで心配をしておりますので、何かしら目に見える形で示していただきたいと考えております。

それでは、時間がありませんが、大きい2、公共施設等総合管理計画についてお尋ねします。

まず、この公共施設等総合管理計画ですね、全63ページに及ぶという力作、つくり上げられましたこと、まず担当された皆様に心から敬意を申し上げます。

この計画、まだまだ全国的にも策定事例は少なく、県内でも数えるほどの自治体しか策定しておりません。また、中身を見ましても、隣の町、控えますが、M町さんの計画の30倍ぐらい内容が充実しているという。私もたびたび提言してきたかいたったなと考えております。

ただ、であるからこそ、この計画の中に並んだ非常に厳しい数字、数値を多くの皆さんと共有して対策をとっていくことを町当局に求めたいと思います。

数値目標については、今後、個別計画において設定に努めるというような御答弁をいただきました。そこでもう1点、ここでなんですけれども、地方公会計とも絡むことなんです、施設別行政コスト計算書というものの作成にも取り組むべきではないかと考えますが、お尋ねい

たします。

例えば、町民プール、1人1回500円の利用ですけれども、実際は1回2,000円くらいかかっていますよとか、そういったどれくらいの負担がかかっているのか見える化をするというのがこの計算書で、今後、施設利用料の適正化も図っていくというような上で必要となる統一的な基準による施設別行政コスト計算書というものを作成して、なおかつ公表していくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

今回の公会計システムの導入によりまして、施設別行政コスト計算書の作成というものが可能となります。これによりまして、施設別年間コスト、それから生涯必要コスト、それから利用者1人当たりのコストなど把握することが可能となります。

また、施設別ライフサイクルコスト計算書というものもございまして、一定の条件下で将来の施設更新必要額を把握することができることから、今後策定いたします個別計画では、公共施設等の適正な更新、統廃合、それから長寿命化等に検討する際の資料ということで使っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

やはり、施設別行政コスト計算書と、堅苦しい名前ですけれども、こういう目に見えるものがないと町民の皆様もなかなか町の財政とか経営状況というものに関心を持っていただけないと思います。頑張って取り組んでいただきたいと思います。

あと、数値目標の点でもう1件なんですけど、実施方針や方向性では「削減に努めます」「縮小を検討します」「民間委託も検討します」という緩やかな目標しか設定できませんでしたので、今後、個別の中ではもうちょっとはっきりうたうことが必要ではないかと思います。数値を設定することも無論ですが、広域化であったり多機能化であったり、ソフト化、民間委託であったり、廃止・休止と、ちょっとこれはまだ大分先の話になると思いますが、そういった明確な設定も必要かと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

ただいまお話ございましたように、本計画の中では施設累計別個別計算書の方向性というところの中で、ある程度その方向性については、軽い感じですがけれども、うたってはございます。

今後、この方向性に基づきまして個別計画の中でより具体的にお示しをしていきたいというふうを考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと思います。

1期計画、今後10年というところではまだ難しいと思いますが、それが今後20年となってくると、やはりこういった縮小、縮減の方向性を盛り込まないといけなくなってくると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

では次に、（2）に移ります。

町民との合意形成の場を積極的にという質問に対しては、情報発信に努め、同じ認識で議論できる場の創出に努めていくということでした。

今、近年においても、敬老祝い金の縮小とか学校徴収金制の廃止、子ども医療費一部負担増など、住民サービスの削減、縮小につながる動きがあります。財政的に必要な取り組みですが、それを紙一枚の通知、「決めましたから従ってください」というようなことだけでいいのかどうか憂慮しております。

そういった住民サービスの削減、縮小にならざるを得ない取り組みを、町民の理解を得るべく膝を交えて語り合う機会を設けず、行政だけ、行政と議会だけで進めていくことは、今後大きな反発を招きかねないのではと考えております。

同じ認識で議論できる場という御答弁なんですが、これは何を想定しているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

やはり、町民の皆さんの要求といいますか、そういうものというのは、これがあつたらいいとかそういうお話というものが多いかと思います。決してこれが余計だから削ればいいのかというお話が先に出てくるということは少ないのかなというふうに思います。

そこで、町の財政事情とかそういうところの認識を同じにして、であれば、これからの施設の管理について統廃合とか一緒に考えられるような、そういう場というようにお話を掲載させていただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） それでは、ちょっとこの計画、利府町公共施設総合管理計画、この計画

自体をどのように町民に理解していただくのか。この計画自体の周知はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

先ほど町長からも答弁がございましたように、個別計画の策定に際しまして情報提供に努めるということで、その情報の発信といたしましてはホームページとか、それから広報紙とか、いろいろなものがございますので、そちらを活用いたしまして情報を発信していきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 現状ではまだ笑ってといたしますか、軽く済ませていただけますけれども、将来世代には既に多くのツケを背負わせているということ、傍聴されている皆様にも自覚していただきたいと思えます。

そしてまた、であるからこそ、いま少し我慢していただいて、結果的に子供や孫によりよいものを、よりよい町を残せるのであれば、十分御理解はしていただけるのではないかと考えております。

その上で、今どれを残すか、どれから手をつけるべきかというところで判断する材料として、町民に対する、町民の声を聞く機会ですね。アンケートや説明会もそうですけれども、利用頻度であったり満足度であったりと、そういったことを調査するということに取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

今回の計画を踏まえまして、より町民の皆様にご満足いただけますようにこちらも情報発信をし、情報提供をし、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉田裕哉君。

○11番（吉田裕哉君） 情報発信をした上で、その後何かしら町民に対するアンケートなり、利用満足度の調査なりといったものに取り組んでいただきたいと考えております。

あと最後に、推進体制についてお尋ねします。

今後も財務課で取りまとめていくことになるでしょうけれども、はっきり申し上げて大変な業務です。財務を取りまとめる部署ですので、担当の増員というのはみずから申告しにくいも

のがあるのなと思います。今後、この部署を通して必要性や時期を判断するという体制の構築が不可欠であろうと考えますが、体制の充実と全庁的に財務課をこの公共施設等総合管理においては支援するという体制が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務課長。

○総務課長（折笠浩幸君） 御質問にお答えします。

先ほども答弁したように、業務が立て込む、ふえるところには適正な人員配置を考えていくというところがございます。

今後、個別計画が策定されていきますが、基本的には個別計画については所管する課のほうでの策定となると思います。財務課としては、そのトータル的な方向づけ、そういったところをコントロールする部署と考えております。

こういったことで、町長答弁にもありましたように、今後、各課横断的な連携を図ると。例えばあとさらに洗い出し作業とか分析、そういった専門的な知識が必要なところには業者委託を考えると、そういったことで職員の過度な負担を減らしながら対応を考えていきたいと思っているところがございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、11番 吉田裕哉君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時28分 休 憩

午後1時25分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、2番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔2番 西澤文久君 登壇〕

○2番（西澤文久君） 2番、公明党の西澤文久でございます。今定例会には通告に従って質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

大きな1番目、地域防災安全対策について、伺います。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災は、ことしの3月11日で6年になります。

本町でも甚大な災害を受け、このような大震災やさまざまな自然災害が起きても対処できるように、私たちは日ごろからしっかりとした防災意識を持ち、対策を考えておく必要があります。

す。

庶民の安全を守るために、町でも防災対策の充実に努めることが大事だと思います。町民一人一人が防災の重要性を認識し、各種の防災活動に積極的に参加することが不可欠だと思います。いずれ起こるかもしれないさまざまな災害に対し、予測不可能な災害の被害を最小限にとどめるため、常日ごろから家族や地域の方々と災害への備えや心構えが必要であります。

そこで、町の考えを伺います。

（１）社会の防災力向上のために、十分な意識、知識、技能を生かすものとして認められ、日本防災士機構が定めた防災士があります。防災士の資格取得には防災士養成講座を２日間受講しなければならず、６万円の受講料が必要となります。防災・減災の観点から、町として受講料を全額支援する考えはないか伺います。

（２）災害から児童生徒がみずからの身を守り、家族・家庭の防災や災害の対応を理解するために、町内６校の小学校６年生を対象に、救急現場で適切な救急活動ができる児童を育てるために、ジュニア救命士の養成講座を授業の一環として実施する考えはないか伺います。

（３）今回の大震災では、被災地でのペットの置き去りや避難所でのトラブルが問題になりました。今後、災害が発生した場合、飼い主とペットの避難対策について、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、地域防災安全対策についての（１）及び（３）は町長。（２）は教育長。初めに町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） ２番 西澤文久議員の御質問にお答えを申し上げます。

第１点目の地域防災安全対策についてのお尋ねでございますが、（１）の防災士資格取得に対する受講料の全額支援についてでお尋ねであります。

御承知のとおり、この防災士につきましては、日本防災士機構という特定非営利活動法人が認証する民間資格でございます。災害時に関する特別な権限、特別な義務を持つものではないというふうに定義されております。

町では、西澤議員御承知のとおり、各行政区で組織化されております自主防災組織の中心的役割を担う人材として、これまで310人の地域防災リーダーを養成いたしまして、今年度から地域防災リーダーのスキルアップを目的にフォローアップ講座を実施しているところでございます。

利府町で行っている地域防災リーダー養成講座の内容につきましては、防災士のカリキュラムと比較して資格取得に係る試験はないものの、一般的な防災に関する知識を習得するには遜色のない内容であると考えております。このようなことから、防災士資格取得に対する受講料の全額助成については、現在のところ難しいので、御理解をお願い申し上げます。

（3）の飼い主とペットの避難対策についてであります。東日本大震災においては、本町は大きなトラブルは発生していなかったものの、他の市町では避難所においてトラブルが発生した事例があると伺っております。避難所には多くの方々が避難しており、中には動物が苦手な方あるいはアレルギーの方など、さまざまな方々が共同生活を送ることとなります。

このようなことから、人とペットの同行避難には飼い主による適正な飼育が行われることや、避難に必要なものを持参するなど、守っていただくルール等についてあらかじめ周知を図っておくことが必要と考えますので、これからの啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、本町地域防災計画におきましては、愛玩動物の収容対策として、県や獣医師会等と協力して、保護等を行うことになっておりますので、今後、避難所の適切な運営につきましては、他市町の事例を参考に調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 西澤文久議員の地域防災安全対策について、（2）のジュニア救命士の養成講習の実施についてお答え申し上げます。

この養成講習は、子供たちに命の大切さや応急手当の目的や必要性、救命に必要な応急手当を学ぶことで、将来的には救命率の向上にもつながり、防災教育に大いに役立つものと考えられます。

東日本大震災以降は、小学校では宮城県教育委員会で作成した防災副読本を使った学習、消防署への訪問や救命士の仕事の体験学習、プールでの着衣水泳を実施するなど、行ってきております。

また、中学校では、保健体育の授業において救急救命の実技演習を行うなど、各学校とも工夫して防災教育にかかわる授業を行ってきております。

なお、議員から御提案のありました養成講習の実施につきましては、各小学校に今後周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 1、地域防災安全対策について、再質問いたします。

防災士とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、かつ「公助」との連携充実に努めて、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人のことです。全国で、平成27年10月末現在で9万9,077人がその資格を取得しています。

防災士の活動は、主として地震や水害、火山噴火、土砂災害などの災害において、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて、以下の活動を行うことです。

平常時においては、防災意識・知識・技能を生かして、その啓発に当たるほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の練磨などに取り組んでおります。時には防災・救済計画立案等にも参画しております。

防災士の資格を取得するには、県外で受講した場合、防災士研修講座の受講料は2日間で5万2,000円、消防署、日本赤十字社等の実施する救急救命講習受講修了証、防災士資格取得試験の受講料は3,000円、日本防災士機構に防災士認証登録申請料は5,000円、そして、防災士資格取得となります。

また、宮城県内でも東北福祉大学では、東日本大震災の教訓から実践を踏まえ防災士養成講座を開講しております。年3回、定期的の開講し、東北福祉大学の受験会場で受講した場合は、総額4万円で受講ができます。

そこで伺います。本町は防災士の認識はしているのでしょうか。そして、利府町に防災士が何人いるか把握していますか、伺います。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

防災士につきましては、民間の資格として防災力を高める活動が期待されており、一定の知識、技能を習得された方々と認識しているところでございます。

また、講座内容につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、町で行っている地域防災リーダー養成講座の内容と引けをとらないものと認識しているところでございます。

また、町内の防災士の資格取得者数につきましては、現在把握しておりません。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 消防団の団員も減少している中、地域の防災力も低下することが心配さ

れております。消防団の団員募集も大事ではあります。本当になっただく方は貴重な方だと思います。

それとあわせて、消防団にはなれないけれども、自分の地域を守るために防災活動に参加しようという方もおります。そこでちょっと御紹介いたします。

大分県臼杵市では、市内で407人の防災士を養成しております。そのうち、女性も何と64人となり、災害対策に女性の視点を生かせるよう、積極的に取り組んでおります。

そこで伺います。

本町も各町内会で防災力向上のために、男女問わず周知徹底をして、防災士の育成に力を入れるべきではないかと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町では、災害発生時においては初期段階で行政による活動に限界があることから、自助、公助に対する意識を高めるため、町内各町内会におきまして、自主防災組織の育成、支援を充実させることについて取り組んできております。

こちらにつきましても、引き続き地域防災リーダーを中心とした防災力の強化に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 女性の防災士の育成の考え方。

○生活安全課長（村田政文君） はい、申しわけございません。

女性の登用等につきましても、今現在、地域防災リーダーにおきまして数人参加してきているところでございますので、そういった方々へも防災力の向上について強化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 防災リーダーの女性の方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 大変遅くなりました。

現在66名の方々が地域防災リーダーとして活躍をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） わかりました。

災害が発生した際の活動は、「自助：みずからの身を守る行動」「共助：地域市民とともに

助け合う行動」「公助：国や自治体による行動」の3種類があります。

このうち、公助活動の実際は、消防、警察、自治体職員によって行われるほか、高度の専門的活動については専門の資格保有者や、これらを擁する学協会・業界団体・専門会社が、国や自治体からの要請を受けて活動が行われております。

一方、災害の発生直後から初期段階における公助の動き出す前の活動については、みずからの力と、近隣住民同士の協働で切り開かねばなりません。この自助・共助の活動を災害発生時に実践する人材として、防災士の資格を位置づけることが必要だと思います。また、平常時についても、これら自助・共助による防災活動について、その重要性を啓蒙する活動の担い手としても大事だと思います。

そこで伺います。

利府町総合計画に、防災対策の充実の中で、「防災訓練や講習会等を通じて、日常的な防災意識の高揚に努めます」とあります。役場職員の皆様が防災士の資格取得を、町では考えておりますか伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

防災訓練につきましては、防災等の講習会等により、防災知識を習得することや、または実動訓練による体験等につきましては、大変有意義なものと思っております。

また、役場職員の防災士の資格取得に関しましては、近隣市町の防災士活用等の実態について調査をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 災害時に自治体は住民以外の人も避難させなければなりません。防災をさまざまな地域の人と考えることは大切だと思います。訓練のための訓練、マニュアルのためのマニュアルになってはいないか、想定外でも命を救わないといけません。避難訓練や防災対策は想定外のときに役に立つかどうか重要になってくると思います。

そこで伺います。

利府町総合防災訓練は、本町、消防署、警察、消防団、そして防災士の5つの組織が軸になって住民の防災意識を高めるためにも大事だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町の総合防災訓練におきましては、消防署、消防団、または婦人防火クラブ連合会、またさらには地域防災リーダーの皆さんが中心となりまして、各地域の自主防災意識の向上を図ることに自助、共助の体制強化を図ること等を目的としている訓練であるというふうに捉えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 次に（2）。本町では救命率向上のために、これまで幼小中の各公立学校を初め、公共施設への設置を積極的に推進されてこられました。消防署によれば、心肺停止をした患者に対して、AED（自動体外式除細動器）を使わなかった場合、患者の1カ月後の生存率は9.8%、使用した場合は43.8%と、約4.5倍にアップするとのこととあります。また、患者の1カ月後の社会復帰率もAED未使用では5.6%、使用した患者は38.2%と言われております。救急隊員が到着するまでに、少しでも早く処置をしていただくことが救命につながると言えます。

しかしながら、同じく消防庁の全国調査によれば、突然に心肺停止した人を住民が目撃した際、心臓に電気ショックを与え救命するAEDを実際に住民が使ったケースは、2008年度の1年間で2%にとどまっているという現状です。AEDの使用を初め、住民の救命活動については、知識や経験不足から実際の使用に不安を抱く人も多いのではないかと考えております。

こうした状況を踏まえ、本町でもこれまで住民に向け、普通救命講習などの各種救命講習の開催や消防の出前講座などを行っています。今後は、児童生徒、特に小学校の児童を対象とした救命講習などを行っていくことも重要だと思います。

そこで伺います。

小学校の先生方は普通救命講習の受講はされているのでしょうか。伺います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 2番 西澤議員の質問にお答えします。

小学校6校ございまして、教員134名全て受講しておりまして、中学校のほうも3校75名全て受講しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 小さいころから人命救助の練習を行って、技術が体にしみつくことで大人になってからも経験を生かすことができると思います。

そこで伺います。

小学生、中学生が合同で救命訓練を実施することも大事だと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

やはり、小学校と中学校につきましては、若干カリキュラム的なものとか、やはりその段階段階での救命の学ぶ内容とかもちょっと違いがありますので、やはり、先ほど教育長の答弁にあったように、町内では中学校に入れば全て受講するような形になっておりまして、小学校においてもそういうふうな形で、今後の取り組みということで考えておりますので、合同というのはちょっと現段階では難しいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） わかりました。

次に（3）に移ります。

仙台市宮城野区には発災1カ月後、ペットと同行避難ができる公的避難所が5カ所設けられました。

そこで伺います。

本町で1カ所でも公的避難所の設置の考えはないでしょうか、伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町の地域防災計画におきましては、愛玩動物の収容対策について触れられております。こうした中におきましては、避難所を設置した場合、県や獣医師会等の関係団体と協力し、飼い主とともに避難した動物について飼育の指導等を行うこととしております。こうした協力により、避難所の体制が確立されていくものと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 西澤文久君。

○2番（西澤文久君） 最後に、避難所でのペットのトラブルが問題となっております。避難所の中で動物の嫌いな方や、先ほど町長が答弁なさったように、アレルギーの方もいらっしゃいます。

そこで伺います。

テントを張って防寒をしてあげるなど手助けが必要ではないかなと思います。町の考えを伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

東日本大震災におきましては、町で総合体育館を初めとして多くの避難所を開設し、運営してまいりました。

こうした避難所でのペットに関するトラブルにつきましては、特に報告等は受けておりませんが、しかしながらペット対応に対して苦慮したという自治体もあると伺っておりますので、ペットと避難所に関する運営等につきましては、他市町の事例を調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、2番 西澤文久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後1時53分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、1番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。

〔1番 鈴木晴子君 登壇〕

○1番（鈴木晴子君） 1番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には2点にわたり通告しております。通告順に読み上げてまいりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

1、通学路の安全確保に向けたさらなる取り組みについて。

子供の命を守るための道路環境整備は、継続して検証していくことが非常に重要であります。近年、全国的にも登下校中の事故が後を絶たない状況であり、今まで以上の通学路の安全確保に向けたさらなる取り組みが必要であると考えます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）平成25年12月の文部科学省、国土交通省、警察庁からの通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についての通達の中で、通学路交通安全プログラムとして基本の方針を策定し、ホームページ等で公表するとなっております。

町として本年1月に策定しました通学路交通安全プログラムの公表について、時期と方法についてお伺いいたします。

（2）利府小学校通学路には、登下校の際の時間帯進入禁止規制看板がありますが、規制時間帯外でも児童が通行する時間帯があります。拡大するよう公安委員会へ要望してはどうか、お伺いいたします。

（3）通学路の危険箇所の把握はどのような方法で行っているのかお伺いいたします。

（4）町道笹町在加瀬線と新道塩釜線の交わる交差点は事故が多発しております。通学路でもあり、早期の安全対策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2、地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みについて。

急激な高齢化に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成30年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、厚生労働省は2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

町でも、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケアシステムの構築、実現に向け、取り組んでいるところであります。

そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）地域包括ケアシステム構築に向け、町民の理解、協力は不可欠でございます。

厚生労働省では、住みなれた地域で生活を送る高齢者の多様なニーズに応えられる仕組みをつくるためには、公助、共助だけではなく、自助を基本としつつ、多様な主体と自治体が協働しながら地域を支え合う互助の体制づくりが非常に重要であるとうたっております。

そこで、本町としての地域の支え合いの現状と課題についてお伺いいたします。

①介護予防事業対象者の把握とありますが、各地域の民生委員などに協力してもらい把握するようございますが、どのような手法で把握するのかお伺いいたします。

また、把握した対象者の方々をどのように介護予防事業につなげるのか、お伺いいたします。

②新たな地域支援のサポーター養成事業とありますが、サポーター養成人数の数値目標はあるのでしょうか。また、どのような方や年齢層を想定しているのか、そして、サポーターの活用方法をどのように考えているのか、お伺いいたします。

③地域包括ケアシステムという概念をどのように住民に浸透させていくのか、お伺いいたします。

（2）地域包括支援センターの機能の充実について、以下の点をお伺いいたします。

①委託先との連携はどのように図っているのかお伺いいたします。

②町民へ開かれたセンターとして機能しているのかお伺いたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、通学路の安全確保に向けたさらなる取り組みについて。（1）から（3）までは教育長、（4）は町長、2、地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みについては、町長。初めに教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 1番 鈴木晴子議員の第1点目の通学路の安全確保に向けたさらなる取り組みについてお答え申し上げます。

まず、（1）の通学路交通安全プログラムの公表時期と方法についてでございますが、ことし1月に開催した利府町通学路等安全対策推進会議におきまして、利府町通学路交通安全プログラムを策定いたしました。

2月に、定例教育委員会において、その内容を報告しておりますので、間もなくホームページにおいて公表の予定でございます。

次に（2）の利府小学校の規制時間の拡大要望についてでございますが、平成26年3月に利府小学校と利府中学校それぞれのPTAより、PTAの会議時間や土日祝日の体育館利用、部活動に制約を受けるため、規制緩和の要望がありました。その後、地域の同意を得まして、公安委員会と協議し、平成26年4月23日より、土日祝日の規制が解除され、また夕方の時間帯の規制を16時から18時30分へと、以前と比べて短縮されております。現在、規制時間の拡大に対する要望や意見等につきましては伺っておりませんが、要望等がある場合においては、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、（3）の通学路の危険箇所の把握についてでございますが、年度当初の学校の通学路の指定における危険箇所の点検確認、また日常的に学校やPTA、スクールガードリーダーからの報告等により、危険箇所の把握に努めております。

来年度からは、さらに利府町通学路交通安全プログラムにより、PTA連合会、警察、県土木事務所、町関係課と合同で危険箇所点検を実施していくこととしております。

今後も、危険箇所の改善等に向けた対策に継続して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 鈴木晴子議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の通学路の安全確保の取り組みについての中の（4）の早期の安全対策についての

お尋ねであります。この交差点につきましては、これまで交通事故防止対策としてカーブミラーや注意喚起看板の設置、さらに交差点内をカラー化するなどの対策を講じてきたところでございます。しかしながら、以前としてスピードの出し過ぎあるいは一時不停止など、ドライバーの不注意等による交通事故が発生しているところであります。

このようなことから、停止線の引き直しあるいは速度規制標識の増設を塩釜警察署に申し入れをしているほか、町といたしましても、今月中には交差点付近のセンターラインの引き直しや注意喚起看板の設置による安全対策を実施することといたしております。今後も、交通事故防止に向けた安全対策の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、2点目の地域包括システム構築に向けての取り組みについてのお尋ねであります。

まず（1）の介護予防事業対象者の把握についてでございますが、民生委員からの情報あるいは地域包括支援センターで実施しております高齢者総合相談、さらには65歳以上のひとり、ふたり暮らし高齢者を対象とした訪問事業等によって、対象者を把握しているところでございます。把握した対象者につきましては、居住地区や健康状況に応じて、町や地域包括支援センターで実施している介護予防事業や、各地域で実施しておりますオープンスクールなど、高齢者支援の集いのほうへの参加を促して、身体機能の向上や介護予防を図るための支援を行っているところでございます。

次に、②の新たな地域支援のサポーター養成事業についてでございますが、現計画では、特に数値目標は掲げておりませんが、平成27、28年度の2カ年にわたり、介護予防サポーター養成講座を実施いたしまして、年齢を問わず、地域における介護予防や高齢者支援の担い手となる人材の育成を図っており、現在29名が介護予防サポーターとして登録されております。

今後も年齢を問わず、元気な方、介護予防事業や地域での高齢者支援事業に御理解をいただいている方々を対象に、支援者として活動していただけるように、養成講座を実施いたしまして、地域でのサポーターをふやしてまいりたいと考えております。

次に、③の地域包括ケアシステムの浸透方法についてでございますが、これまで各行政区長への説明会のほか、小学校区を単位として地域支援の担い手となる方々との座談会を開催したところであります。加えまして、現在は行政区ごとに、町内会長初め地域での高齢者支援の担い手として期待される方々を対象とした説明会を順次開催しており、また、新総合事業の開始に当たり、3月下旬には町内2カ所で地域包括ケアシステムの重要性について説明することといたしております。

さまざまな機会を捉えて周知しているところでございますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、（2）の①の地域包括支援センターの委託先等の連携についてでございますが、月1回の定例打合せの実施によりまして、業務状況の確認あるいは困難ケースへの対応の検討を行っているほか、状況に応じてケース会議を開催するなど、地域の課題を共有しながら高齢者の支援を行っているところでございます。

次に、②の町民への開かれたセンターとして機能しているかについてのお尋ねでございますが、地域の身近な高齢者相談窓口となるように、昨年10月から2カ所に増設したところであり、その内容につきましては、広報りふへの掲載やチラシの作成、そして配布などによって周知をしているところでございます。

今後も、先ほど地域包括ケアシステムの浸透の中で申し上げましたが、住民説明会等の機会を捉えながら周知を図るとともに、町民の方々が足を運びやすい身近な相談機関として開かれたセンター運営に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言許します。鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） では、1点目から再質問させていただきます。

1の通学路安全確保に向けたさらなる取り組みについて、（1）の通学路安全プログラムについてでございますが、通学路安全対策につきましては、今まで何度も議会でも質問されております。

子供の命を守るという観点、また継続して見守ることが大事という観点から、この大事な通学路に関しまして質問させていただきました。

答弁では、この通学路安全プログラムは今月中に町のホームページでの公表ということでしたが、各小学校のホームページにも公表してはと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 1番 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、町のホームページを先行しまして、今、実際今月の17日ごろに掲載ということで鋭意準備を進めておりまして、それ以降に学区学校のホームページの掲載については、各学校の行事内容とかその掲載内容を踏まえた形で検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） そのプログラムの中に、対策箇所の一覧表の公表というふうにあります
が、どのような手法での公表を考えているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 具体的には、今回、推進会議のほうでPTAのほうから出まし
た危険箇所点検、9校合わせて17カ所ございまして、そちらの内容、要望事項と、それをどの
ように改善なり今後対策するかというふうなことをまとめた形の一覧にした形で掲載する予定
となっております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 平成24年6月に阿部まさ子前議員が危険箇所公表の件でネットで公表す
るべきというふうな質問をいたしました。そのときの答弁は、各学校のホームページが整って
いないので、整ったら各学校ごとにアップするということでもございました。現在は、町内小学
校6校、中学校3校ともホームページが開設されております。各学校ごとに通学路、安全プロ
グラム同様、危険箇所一覧表についても公表してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

実は、PTAのほうからいただいております危険箇所点検につきましては、正式に文書で連
合会のほうに回答いたしまして、そこから各学校のほうに検討した内容というのを通知を差し
上げております。

それで、今、議員御提案のホームページに具体的に学校のほうということについては、今後
ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 私も阿部まさ子前議員に続いての2回目の質問でしたので、ぜひ掲載の
方向で行っていただければと思います。

危険箇所の公表についてでございますが、危険箇所が改善された内容を公表して、発信して
いる自治体もございます。

本町としても、改善箇所まで公表する部分は考えているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 今回の検討いたしました内容で、やはりすぐに対応できるもの
と、公安委員会とか引き続き、例えば信号機とかの要望箇所とかについては、なかなか継続的
な要望というふうな表現にしかない箇所があります。

それで、例えば、利府小学校から出ております沢乙高嶋交差点改良とか、その辺具体化したものについてはここにいつから行うというふうな形で明示させていただくということで、一応、全て検討した内容については公表するような方向で、今、掲載を準備しております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） このプログラムでございますが、基本的な考え方は、課長のおっしゃっているとおり、継続的に通学路を確保するためということで、PDCAサイクルのもとに取り組むことになっているかと思えます。PDCAというのは、計画、実行、評価、改善ということになるんですが、対策効果の検証評価、Cの部分なんですけれども、こちらの部分はどのような形で行っていくのでしょうか。

浜松市では、対象通学路を使用している児童、また生徒や保護者を含めた地域住民へのアンケートを実施して対策効果を把握しております。本町としても、このような形での対策効果の検証を行ってみてはというふうに考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

この危険箇所点検については、本町ではこれまでPTA联合会さんの御協力のもと、自主的にしていただいたという経緯がございまして、やはり、今回、推進会議という形できちんとしたこういう計画も策定しておりまして、平成29年度からはこの推進会議が主体となって、逆にPTAのほうにお願いをして危険箇所の点検を実施する方式と変えております。その中で、やはり、議員が言われるように、どのようになったかということも改善したからというふうな形でなく、逆に今回の平成29年度の点検では、このようになった箇所もありますがということで、そこも含めた形で点検を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、（2）の進入禁止看板についてに移りたいと思います。

御答弁では、PTAからの要望で規制が緩和ということで、緩和の内容が6時30分になったということだったんですけれども、私が質問させていただきました規制時間外でも児童が通行する時間があるというのは、午後2時半過ぎごろのこととございました。私の質問の仕方が本場に不明瞭で大変失礼いたしました。

先日、その進入禁止看板のある部分を午後2時半ごろ車で通ってみました。ランドセルに黄色のカバーがついていましたので1年生なんだと思います。本当に楽しそうにそれぞれが何人

かでまとまりながら歩いているところでした。

公益財団法人交通事故分析センターのデータによりますと、歩行中の交通事故の死傷者は、小学1年生が際立って多くなっております。

先ほどの答弁では規制時間を短縮したばかりということで、すぐにまた時間を変えるというのは難しいかなというふうに思うんですけれども、現在の進入規制時間は16時からというふうになっておまして、1年生の下校時間に合わせました2時30分の時間帯での要望も必要なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

やはり、御父兄の方、特に低学年の児童についての交通安全対策ということで御心配いただくということになっております。学校においては、特に春の交通安全運動期間中とか、学校に入ったばかりの場合は、そういう児童を対象に交通安全教室ということで、実際の道路を使用した形で、先生がこういう横断の仕方なり、車に注意しながらの歩行の仕方なりをここに指導しまして、安全確保に努めているのとあわせて、例えば、今議員質問の下校時のほうなんです、その辺についてもスクールガードリーダーを配置して、安全対策というか、そういうふうな安全に配慮するような形で取り組んでおります。

それで、やはり規制というふうな形になってきますと、皆様からの御要望等を踏まえた形で、例えば、規制の解除とかは、やはり交通事情の変化とかいろいろな要因等にありますので、そちらについては、先ほど教育長が答弁したように、御要望等については今後検討する方向で考えていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 特に、4月には新しい1年生が入学します。5月、6月は事故が多くなるというふうなデータもございます。この事故の多い時期にしっかりと見守り体制を町としても考えていっていただきたいと考えております。

次に、（3）の危険箇所の把握に移らせていただきます。

関係箇所との連携をことしは強化するというふうな答弁だったかと思うんですけれども、こちらに地域住民とか町内会というのは入っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 今、行っております通学路の危険箇所点検については、地元の町内会とかは含まれておりません。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） やはり、地域の声を聞いていくというのも大事なのかなど。ほかの市町村ではそのようにしているところもあるようでしたので、ぜひ地域の声も聞いていただけたらなというふうに思っております。

次に、（4）の事故多発の交差点の安全対策について、移らせていただきたいと思います。

この交差点につきましては、答弁にもありましたように、注意喚起看板が設置ということで、きのう、そこの道を通りましたら、ちょうど設置していたところに偶然遭遇いたしました。本当に町として通学路に対する心意気というか、姿勢というのを、早急に対応したことについて、本当に素晴らしいことだなというふうに感じているところなんですけれども、この交差点でございしますが、過去4年間で事故が4回起こっております。先日は、車がスピンして、近くの家のフェンスにぶつかるという事故もありました。その時間が子供たちの登下校中だったらと思うと本当にぞっとします。車がぶつかってスピンするということは、相当なスピードが出ていたのではないかとこのように思います。

文部科学省、国土交通省、警察庁が平成24年に通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会を行い、意見を取りまとめました。その中で、子供の命を守るための通学路の1つの対策として、自動車の速度を低減させることとっております。事故のときの自動車の速度が30キロを超えると死亡率や負傷になる割合が急激に高まるというデータがあります。

この町道笹町在加瀬線は速度規制がありますが、その規制看板は車の進行方向で言いますと、出口に当たる部分に1カ所みの設置の状況でございました。町としても、その部分は認識しているところだと思いますけれども、この30キロの規制看板、事故多発路線ということでもありますので、早急な設置を公安委員会に要望してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

当路線の交通事故等につきましては、私たちも注意看板の喚起であったり、またはセンターラインの引き直しであったり、発生を幾らかでも軽減するための対応等は毎年少なからずとも実施させていただいているところでございます。

また、こうした路線につきましては、笹町交差点から加瀬沼公園線、県道加瀬沼公園線に至る約2.8キロほどあるんですかね。そちらの中で速度制限のお話がありましたけれども、議員さんからお話のありましたとおり、笹町交差点に向かった部分につきまして1カ所、また県道加瀬沼公園線の接続箇所にもう1カ所ということで、2.8キロ内に2つの速度規制の看板が掲げら

れている状態ということでは、私たちも把握しているところでございます。

そうした状況の中で、私たちにつきましても現場状況を把握しながら、所管となる塩釜警察署のほうへ、そういったことでは速度規制に対する注意喚起の注意を促す、または速度を低減させるための速度規制等について、一応いろいろと申し入れさせていただいています。こうしたことで、私たちの町の置かれている状況等、十分塩釜警察署を通じて事故の軽減につながるような速度規制の設置看板等について要望をさらに続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 危ない道ですので、早急な対応をと思っております。

先ほどの有識者会議の意見書の中に危険な交差点につきましては、狭窄の設置も有効であると言っております。交差点付近に設置することによりまして、自動車の速度抑制と子供の飛び出しによる出会い頭の事故を防ぐ効果があると思います。

こちらのほうを設置してみてもはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 今の設置のやつ、もう一度。そして、質問するときは少しゆっくりで結構ですから、わかりやすく。何の設置。

○1番（鈴木晴子君） 狭窄と言いました。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

速度規制に対する路面標示等について、ドライバー意識をさらに危険だよというふうな意識を高めるということでは、その路面標示、議員さんのお話にありました狭窄の方法も十分に対応できる施策の1つかと思いますので、今後、そういったものにつきましても研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ぜひ検討していただければと思います。

また、課長も言っていたように、路面標示だけではなくハンプも設置が必要ではないかというふうに思っているんですけども、このハンプの設置はどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

そちら直線に対して起伏をつくるということでは、ドライバー側にすれば車輛を傷める、ま

た速度を上げられないということでは効果があるかと思いますが、そちら沿線の家屋等に対して振動等であったり騒音等が多少なりとも発生するかと思います。そういった部分での速度軽減への対応等につきましては、もう少し状況を見ながら、ちょっと研究をする必要があるかなと見ています。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） そのハンプ、やはり住民の苦情とか多いというのもよくわかるんですけども、今は音の出にくいハンプやイメージハンプというふうなものもありますので、ぜひ検討していただければと思います。

国としても、平成29年度の予算に通学路安全対策としまして、ハンプや狭窄の設置を効果的に推進する取り組みを全国展開するというふうに言っております。町としても、子供の命を守るという観点から、取り組みを推進していただきたいというふうに思っております。

次に、2の地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みについてに移りたいと思います。

①の介護予防事業対象者の把握でございますけれども、情報収集の方法として厚生労働省のほうからさまざまな提案がなされていることかと思いますが、その中で、医療機関からの情報提供による把握とありました。かかりつけ医との連携は今後どのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

介護予防事業者のかかりつけ医との連携についてということの御質問でございますが、在宅医療と介護の連携につきましては、地域包括ケアシステムの構築の上でも必要な事業とされておりまして、本町におきましても広域でその連携に関する構築に向けて、現在は検討させていただいているところでございます。

介護予防の対象者の把握となりますと、比較的医療に至る前の予防の対象者かというふうに考えております。介護予防事業への積極的な参加によって予防につながるという視点から考えますと、情報の提供であったり、参加するに至っての参加の可否を確認していただく場合であったりとか、さまざまな場面での連携が考えられるというふうに考えておりますので、今後、必要に応じ、連携を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ぜひ連携を強化していただきたいと思います。

次に、民生委員等の地域住民からの情報提供というふうにあるんですけども、民生委員の方からは状況把握というか、訪問しましても、ドアを開けてもらえないというふうな声がありました。そのような方には、町としてはどのように対応するか考えておりますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 介護予防者の把握のみならず、民生委員の方が支援が必要であるとか、ちょっと心配な方については訪問しているという事例がありますので、確かに中には訪問されてもなかなか面接できない方というのもしらっしゃるといことは伺っているところでございます。

ただ、それ以外につきましても、町で実施しておりますひとり、ふたり暮らしの訪問事業であったり、地域包括支援センターでさまざまな出前講座で介護予防の必要性についての啓発なんかもやっておりますので、そういった機会を利用して、介護予防事業者の対象となる方の把握に今後も努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、新たな地域サポーター養成事業に移りたいと思います。

答弁では、ことしの目標、人数を設定していないということでしたが、今後大事な事業ですので、こちらは設定して行くべきと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

介護予防サポーターにつきましては、平成27年度から養成を開始しておりまして、平成27年、平成28年の2カ年で33名の方に受講していただきました。そのうち29名の方に介護予防サポーターということで登録をいただいております。今現在は町で実施しておりますサロンの支援のスタッフとして御協力をいただいたりという形で活動いただいているところでございます。

今後、新総合事業を開始するに当たりましては、地域ごとの取り組みが大切になってくるといふふうに考えているところでございます。介護予防サポーターにつきましても、これまでは町内一円で募集をしてまいったところでございますが、今後は各地域で活躍していただける、地域ごとにサポーターがいる、そんな環境をつくっていけることを目標にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 平成27年度と平成28年度で開催しているかと思いますが、それぞれ何回ずつ開催したのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

介護予防サポーターの講習といたしましては、1回当たり7回の講習を実施しておりまして、それを全て受講いただいた方について介護予防サポーターという形で登録をさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 同じ人が7回受けているということですね。なので、その1回という言い方があれなんですけれども、平成27年度には同じ方が7回受講して、1回のカリキュラムで終わっているということでもよろしいんですか。そのカリキュラムを、そうすると今年度は何カリキュラム、それ1回で終わるのは、平成27年度と平成28年度と同じなのか、それともそのカリキュラムを3回行うのかという部分をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。1回の講習について、カリキュラムとして7項目を受講していただいて、ワンクールで実施をさせていただいたというところでございます。

平成27年度、平成28年度につきましても同じように、募集としては1講座というふうな形で募集をさせていただきました。ただ、1回限りの講座ではなかなか活動に結びつかないということもございますので、翌年度には必ずフォローアップということで、もう一度それを、学んだことを履修していただいて、活動につなげていきたいということで毎年実施しておりまして、平成29年度につきましても、同じような形で実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 今後、やはりふやしていかなければいけないという部分で、講座もふやしていくべきというふうに考えております。

さらに、この中からリーダーを育成して、団体として自主的に活動していくことも大事なというふうに考えておりますが、町のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

議員の御質問にもございますように、団体で活動していただけるのであれば、それも1つの有効な手法であるというふうに考えております。ただ、参加された皆さんの御意向をお伺いす

る限りは、自分の持てる力を何とか高齢者のために手助けをしたい、地域のために手助けをしたいという御意向なんかもあるようでございますので、介護予防サポーターとして登録いただいた方の意向を踏まえながら、そういったものについては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 人数がふえていく中で、そのようなリーダーも出てくるのかなと思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

年齢制限は設けていないということで、本当にこの考えは非常に大事だなというふうに思っているんですけども、国としては、元気な高齢者が同世代の方を支えるというふうな考えでおりますが、利府町は若い人も多い町です。世代間交流も必要ではないかと思っております。

ある調査では、15歳から19歳のボランティア参加意識が62.3%と非常に高い数字となっております。50代の25.8%の倍以上となっております。若い人との交流により、高齢者も元気になると思います。若い世代の方もサポーターとして養成してはというふうに思います。

鹿児島県肝付町では、ハイカラじいばあのiPad講座という講座を開催しております。iPadの使い方を勉強し、町のきれいな場所を撮影したものや、自分の日常をSNSで発信するというものです。

この講座につきましては、大きな効果は2つあると思います。1つは、町の中を写真を撮るために歩くので健康になり閉じこもりの防止になります。もう一つは、つながりができるということです。つながる相手は一緒に受講した方や包括支援センターのスタッフや、離れて暮らす家族などさまざまです。見守りにもつながると思います。この講座の講師に若い世代がぴったりだと思います。若い方は既にSNSのスキルが備わっております。まち・ひと・しごと創造ステーションtsumikiとも連携しながら、このような講座を進めてみてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ただいま御紹介いただいた介護予防サポーターの事業としてSNSを使った発信であったり、介護予防につながるということでは、その地域の課題に適応したとてもすばらしい活動の1つではないかというふうに考えているところでございます。

現在のところ、介護予防サポーターとしてこちらのほうで検討しておりますものにつきまし

では、若い世代というものについては今のところは具体的には検討のほうはしておりませんでした。ただ、御指摘のように、若い世代の方に参加していただくことによって、地域ぐるみで介護予防が進むとか、そういった取り組みでは、非常に参考になるのではないかというふうに考えております。

ただ、そういった方々を導入していくに当たりましては、まだまだ研究をしていかななくてはいけないというふうに考えておりますので、課題とさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、地域包括ケアシステムという題名をどのように住民に浸透していくのかという部分なんですけれども、この地域包括ケアシステムは何のためにするのかということ、目標を住民と共有することが必要と厚生労働省ではうたっております。具体的な目標につきましては、地域の事情やそこに住む住民の意向で異なるとも言っておりますが、町としてはこの目標をどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町としての目標でございますが、当然、国のほうで唱えております介護の状態になったとしても、その方が暮らす地域で最後まで自分の尊厳を持ちながら生活を続けることができる環境づくり、それが最大の目標だというふうに考えております。

ただ、この包括ケアシステムの構築に当たりましては、各地域ごとの課題、ニーズがどこにあるのか、それを解決するための手法、そういったものを各地域ごとで検討し、実施していく必要があるというふうに考えているところでございます。

町といたしましても、その地域包括ケアを推進するために、平成29年度におきましては、各日常生活圏となる中学校区ごとに協議をする場として、協議体あるいは最小の単位である行政区ごとに話し合いをする場、そんなのを少しずつつくっていきたいというふうに考えておりますので、そういった中で話し合いを通じて各地域における高齢者が住みやすい環境づくり、地域包括ケアシステムづくりが進められればというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 利府町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画では、基本理念を「互いに支え合い心かよう健康長寿のまちづくり」というふうになっております。この「健康長寿

のまちづくり」という部分を実現するには、介護予防に力を入れて推進していくことが必要なのではないかと思っております。町としてはこの部分はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

第6期介護保険事業計画の中でも、介護予防の重要性というものを位置づけております。国のほうで提示されておりました調査の中で、平成24年から平成26年にかけて実際に町内に介護予防の対象となる方の把握、調査のほうを実施し、その方々を介護予防につなげるというものを第6期計画の中で位置づけて実施をしてきたところでございます。

その中で、高齢者の福祉活動への参加であったり、介護予防事業への参加、生きがいづくりというものを第6期介護保険事業計画の中で位置づけておきまして、そういった事業展開を取り組んでまいりました。

宮城県内のいろいろな地域包括ケアシステムの状況とか介護予防の取り組み状況の中を見ましても、比較的利府町は介護予防の参加率が高い状況となっておりますので、こういったものを今後も継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 第6期計画なんですけれども、平成29年度末で終わりますので、平成29年度中に第7期の計画を策定することになると思いますが、この基本理念の中に、介護予防に重点を置くというふうな方針も入れてはと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

第7期計画につきましては、平成29年4月から介護予防・生活支援総合事業を開始することとしております。当然、その中では介護予防・生活支援を中心とした事業が主体的に進められるということが、今回の第7期計画の中では大きなポイントになるというふうに考えておりますので、議員のほうから御指摘のありました介護予防については、これからも継続をして実施をしていくというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 国の方向性も介護予防でございます。町としても、課長のおっしゃるとおり、介護予防にさらに力を入れて健康長寿のまちづくりにしていっていただければというふうに思います。

この地域包括ケアシステムという概念ですが、実際、どの程度町民の皆様に浸透しているのか、町民の皆様100名の方にアンケートに御協力をいただきまして調査してみました。

アンケートの内容は、「地域包括ケアシステムについて知っていますか」ということで、回答は次の3つから選んでいただく形をとりました。「①知っている、内容も理解している」「②知っているが、内容は理解していない」「③知らない」。結果は、「①知っている」が18%、「②知っているが、内容は理解していない」46%、「③知らない」36%でした。この結果は、全ての皆様へのアンケートではないので、多少の誤差はあるかと思いますが、どの程度周知されているのかの目安になるかと思えます。

「①知っている」を年代別に見ますと、60代以上が80%で、若い世代になればなるほど認知度は低くなっておりました。地域包括ケアシステム構築目標は平成37年となっております。あと9年後です。9年後には60代近くになる今の40代、50代にこの地域包括ケアシステムを理解してもらえようような取り組みが必要ではないでしょうか。

この地域包括ケアシステムについて、町では介護保険制度改正の出前講座の中でワンシート、1枚で説明しておりますが、制度の改正の部分だけではなく、我が利府町が目指そうとする方向性や取り組みなどの内容による地域包括ケアシステムをメインにした出前講座も必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

これまでの出前講座で実施してまいりましたのは、国で示しております地域包括ケアシステムについての概要ということで説明をさせていただいていたところです。その内容につきましては、これから町のほうで進めてまいります新総合事業であったり、高齢者の方が集える場であったり、来年度から実施を予定しておりますボランティアポイントであったりということで、地域の方々が、高齢者の方々が地域で暮らし続けるための仕組みづくりをこれから町で構築していくこととしておりますので、町長の説明にもございましたように、今月末には講師の先生をお呼びして、地域包括ケアシステムについての説明会なんかも開催することとしておりますので、さまざまな機会を捉えて、地域包括ケアシステム、そういったものについて周知をしてみたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 介護保険制度についての出前講座の受講者数は、平成27年度は163名で、今年度は町内会を回っているということでしたが、この地域包括ケアシステムを早く浸透させ

ていくためにも、受講者数の目標を設定して行っていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

周知の手法として、出前講座というのも1つの有効な手段であるというふうには考えておりますが、やはり、地域包括ケアシステムを構築し、地域の中で取り組んでいただくためには、その担い手となる地域の方々の課題を共有する場で、皆さんとお話をしながら地域包括ケアシステムについて一緒に考えていける場、そういったものを設けていきたいというふうに考えておりますので、出前講座の目標については、御要望があった場合については積極的に参加をしてみたいというふうに考えておりますが、現在のところは、設定については考えていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、（2）の地域包括支援センターの機能の充実についての①委託先との連携はという部分なんです、保健福祉課と包括支援センターとの連携は、月に1回というふうになっているかと思えますけれども、今回は北部と中央という部分で業者が違うようになっておりますが、業者間の連携はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

包括支援センターの連携につきましては、北部、中央、両方の包括支援センターと町とが定期的な打ち合わせを実施させていただいております。当然、その中で、包括支援センター同士の交流であったり、意見の調整であったり、協議を踏まえながらということで相互に連携を図りながら進めているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） ②の町民に開かれたセンターとして機能しているのかという部分に移ります。

地域包括支援センターについてもどの程度周知されているかを把握するために、先ほどの項目に引き続きましてアンケートをとりました。内容は「地域包括支援センターを知っていますか」、「①知っている、内容も理解している」「②知っているが、内容はよく理解していない」「③知らない」。また、「地域包括支援センターがどこにあるか知っていますか」とも伺いました。「①知っている」「②知らない」です。

アンケートの結果は、「包括支援センターを知っていますか」という問いに、「①知っている、内容も理解している」は20%、「②知っているが、内容はよく理解していない」が46%、「③知らない」が34%。また、「地域包括支援センターがどこにあるか知っていますか」、「①知っている」が44%、「②知らない」は66%でした。

このアンケートからは、「①知っている」人と「②知っているが、内容はよく理解していない」という人を足すと66%の方が地域包括支援センターという施設があるということは知っており、認識は進んでいるということがうかがえると思います。ただ、何をする場所なのかという部分は、②と「③知らない」を足すと80%となり、業務内容は余り理解されていないと捉えることができると思います。言葉を変えれば、相談できる内容が理解されていない状況であると思います。「高齢者の何でも相談できる窓口」というような副タイトルの説明の看板があることにより、入りやすくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

以前に看板の設置についての御質問があり、各包括支援センターにつきましては、できるだけ目立つようにということで看板の設置をしていただいたところでございます。

ただ、内容についてまだ周知をされていないようでございますので、包括支援センターとそういったあたりについて協議をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） この地域包括支援センターでございますが、今後は特に、先ほども申し上げましたように、介護予防のほうに力を入れていくべきというふうに思っております。健康な人も相談に来られるような体制整備、健康な人も入りやすいような体制が必要ではないかと思っております。

昨年、公明党と友好会派の21世紀クラブとで高齢者福祉の先進地、相模原市を視察させていただきました。その相模原市の地域包括支援センターには、「もの忘れ相談プログラム」というものがありまして、タッチパネルを用いて簡単に認知症のチェックができる体制が整ってございました。タッチパネルの操作はとても簡単な内容で、すぐに認知症の可能性がチェックできます。病院に行くまでもないけれども、最近物忘れがひどいな、心配だなと思っている方も多いのではないのでしょうか。リスクが見つかった場合は、すぐ目の前にいる包括の職員が対応でき、認知症の早期発見にもつながっていくかと思えます。経費としては、1台約55万円とい

うことでした。このタッチパネルが包括支援センターの来所のきっかけとなって介護予防につながっていくのかなというふうに思っております。設置を検討してみてもと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

介護予防を推進する、あるいは地域包括ケアシステムを推進する上で、地域包括支援センターはその名のとおり、核となる事業所として推進していかなければならないというふうに我々としても考えているところでございます。

御提案のあったタッチパネルの導入につきましては、高齢者の方が訪問しやすかったり、そこに来るとそういったパネルを利用した認知症予防ができるということで、導入のきっかけになったりということで、1つ有効な手段ではあるというふうに考えているところでございますが、その導入に当たりましては、具体的にどういったものなのか、私もお話をお伺いしただけではよく理解できないところ等もございますので、調査研究させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 予防事業に重点を置くことが、今後は特に必要ではないかというふうに思っております。

今回は、さらに住みよいまちづくりにとの思いから、2点にわたり質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、1番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後3時05分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成29年3月14日

議 長

署名議員

署名議員